

平成 22 年 第 2 回

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 22 日 )  
( 第 2 号 )

第 2 号  
9 月 22 日



平成22年第2回

# 三重県議会定例会会議録

## 第2号

平成22年9月22日（水曜日）

---

### 議事日程（第2号）

平成22年9月22日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔代表質問〕
- 第2 議案第1号から議案第11号まで並びに認定第1号から認定第4号まで  
〔質疑、委員会付託〕
- 第3 議員派遣の件

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第1号から議案第11号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
- 日程第3 議員派遣の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員	49名		
1	番	長田	隆尚
2	番	津村	衛
3	番	森野	真治
4	番	水谷	正美

5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介
9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三	千宣
14	番	笹	井	健	司
15	番	中	村		勝
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	中	弓	俊	郎
25	番	真	舘	直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆

33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	西塚	宗郎
44	番	萩野	虔一
45	番	永田	正巳
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美
49	番	萩原	量吉
50	番	藤田	正美
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大森	秀俊
書記(事務局次長)	高沖	秀宣
書記(議事課長)	原田	孝夫
書記(企画法務課長)	永田	慎吾
書記(議事課副課長)	米田	昌司
書記(議事課主査)	坂井	哲

## 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	山 口 和 夫
健康福祉部長	真 伏 秀 樹
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員	清 水 明

教 育 長

向 井 正 治

公安委員会委員

西 本 健 郎

警察本部長

河 合 潔

代表監査委員

植 田 十志夫

監査委員事務局長

長谷川 智 雄

人事委員会委員

楠 井 嘉 行

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員長

浅 尾 光 弘

労働委員会事務局長

小 西 正 史

---

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

今期定例会の開会日までに受理いたしました請願8件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

---

請 願 文 書 表

( 新 規 分 )

政策総務常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定 例 会
請 72	<p>( 件 名 ) 行政書士に行政不服審査法に係わる不服審査手続の代理権の付与を求める意見書の提出を求めることについて</p> <p>( 要 旨 ) 地方自治法第99条の規定により、行政書士に行政不服審査法に係る不服審査手続の代理権を付与するよう求める旨の意見書を三重県議会として採択していただき、当該意見書を関係大臣に提出いただくようお願い申し上げます、地方自治法第124条の規定により請願する。</p> <p>( 理 由 ) 平成20年7月1日行政書士法の一部を改正する法律が施行され、行政書士について、行政手続法に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続きその他の意見陳述のための手続きにおける代理が法定業務として定められた。これにより実体法に精通した行政書士がこれら代理を業とすることが可能となり、行政手続法の利用が一層図られる環境が整備されたところである。 しかしながら、行政不服審査法においては、行政書士は、行政手続の専門家であり、又日常的に行政と国民の架け橋として諸業務を行っており、しかも資格試験科目に行政手続法や行政不服審査法等が出題されるなどの背景があるにも拘わらず、未だ行政不服審査手続きの代理権が付与されていないところであり、その結果、行政不服審査法が国民にとって必ずしも利用しやすい環境になっているとはいえない状況にある。 この度、政府におかれては行政不服審査制度等の改革に着手されたとのことであるので、この機会に、行政不服審査制度を国民に身近で利用しやすいものとするにより国民の利便性の向上と行政不服審査法の利用促進に資するため、実体法に精通し高度な専門性を有する行政書士に、行政不服審査法に係る不服審査手続きの代理権を付与するよう強く要望するものである。</p>	<p>津市広明町349番地1 いけだビル2階 三重県行政書士会 会長 伊藤 庄吉</p> <p>( 紹介議員 ) 今 井 智 広 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	22年2回

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 73	<p>(件名) 産業廃棄物処理業の許可の更新について慎重な対応を求めることについて</p> <p>(要旨) 伊賀市長田地区内の産業廃棄物処理業を営む業者に対して、住民側が申し立てた公害調停は、平成17年7月から5年という歳月を要した結果、産業廃棄物を搬入するかどうかで、住民側と業者側の合意が得られず、残念ながら不成立に終わった。 伊賀市自治会連合会は、この住民側の判断を理解し、現在及び将来に亘る地域住民及び木津川流域住民の生活環境の保全、安心・安全な地域の確立のために、本年10月19日で有効期間が満了となる当該業者の産業廃棄物処理業の許可の更新について、慎重な対応をしていただくよう請願する。</p> <p>(理由) 1 当該業者が過去に搬入した廃棄物が適正な廃棄物ではないこと。 平成18年3月に県の指導の下、業者が行った既存処分場のボーリング調査では、かねてより地域住民が指摘し危惧していたとおり、取り出したコア（地層標本）に、埋めてはならない品目の木屑（廃材）が含まれており、また検出されるはずのないPCBが検出された。平成18年には処分場増設に対し三重県から不許可の判断が下されており、その理由として木屑等の不適正な埋立があることが指摘されている。 2 当該業者が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有するものとは認められないこと。 当該業者は、平成18年度以降の操業をしていない。現地の事務所は閉鎖されたまま誰も出入りしていない状態であり、責任者は辞めており従業員もいない。取引実績が4年間もない業者は、休眠会社であり、事業を適切に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有するとは認められない。 3 現在許可されている搬入の許容量に達していること。 平成17年度に搬入限度に達しており、搬入するこ</p>	<p>伊賀市緑ヶ丘西町 2557 - 1 伊賀市自治会連合会 会長 今高 一三 外6名</p> <p>(紹介議員) 森野 真 治 岩田 隆 嘉 吉川 実</p>	22年2回

	<p>とができない状態にある。当該業者が県に提出した資料でも、残余容量は平成18年度で290 であり、埋立量は平成18年度から平成22年度までの4年間でゼロとなっている。このことは、業者自身が埋め尽くされた処分場であることを自認しているものである。</p> <p>4 収集運搬業の許可が失効していること。 当該業者の収集運搬業の許可は平成17年度に更新がなされず失効している。したがって、当該業者の収集運搬車により搬入できる体制はない。</p> <p>5 新たな産業廃棄物の搬入を地域住民が認めていないこと。 1で示したとおり当該業者が適正な搬入をしなかったこと、及び、不法投棄されている産業廃棄物の全量撤去を実施しないことから、地域住民は業者に対して強い不信感を持っている。</p> <p>また、現存する堆積物において、木屑を含む堆積物の崩落や、土壌や河川への有害物質の流出等が懸念されている状態である。住民は、これ以上自然及び生活環境を脅かすような事態を避け、次世代にふるさとの豊かな自然を引き継いでいきたいと考えている。</p> <p>よって、当該許可の更新について、慎重な対応を求める。</p>		
--	---	--	--

健康福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 74	<p>(件名) 難病対策の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 1 難病相談支援センター事業費の委託金について 2 1型糖尿病患者の年齢制限について 3 特定疾患更新時等の診断書の軽減について 以上の難病対策事業の充実について意見書を関係機関に提出されたい。</p> <p>(理由) 難病相談支援センターの事業費について年々増加する難病患者のため、それに伴い新しい団体育成や情報提供に費用が増加している。難病相談支援センター事</p>	<p>松阪市岩内町614番地 特定非営利活動法人 三重県難病連 会長 河原 洋紀</p> <p>(紹介議員) 今 井 智 広 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	22年2回

	<p>業費の国・県共平成23年度以降も補助金を削減しないよう国・県へ要望していただきたい。</p> <p>また、1型糖尿病患者に対しては、小児慢性特定疾患治療研究事業より、20歳までは治療費の一部を負担してもらうことが出来るが、20歳になったとたん助成の制度が切れてしまう。しかし、インスリン自己注射は生涯続けなければならないので20歳以降の治療は患者にとって大変な負担となっている。1型糖尿病患者に対し、生涯にわたって医療費の補助をして頂けるようお願いする。</p> <p>それに毎年の特定疾患の更新時には、診断書が必要となっている。特定疾患患者の中には働くことがままならない、低所得の人もみえる。その患者にあっては、小児慢性疾患の更新時のような処置をとっていただければ、診断書料が軽減される。</p> <p>以上請願の趣旨について貴議会において採択いただき、難病対策の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出願いたく、ここに提出するものである。</p>		
<p>請 75</p>	<p>(件名) パーキング・パーミット制度の導入を求めることについて</p> <p>(要旨) 身体障がい者や高齢者、難病を抱える方・怪我や妊産婦の方で一時的に歩行が困難な人など真に身体障害者用駐車場を必要とする人に、県内に共通する身体障害者等駐車場利用証(パーキング・パーミット)を交付して身体障害者用駐車場を利用できる人を明らかにし、県と協定を結んだ公共施設や病院、ショッピングセンターなどで駐車スペースを確保して、身体障害者用駐車場を必要とする人の利便性に応えるため。</p> <p>(理由) 公共施設や商業施設など不特定多数の人が出入りする「公共的施設」には、法令等に基づき、通常より幅の広い「車いす使用者用駐車区画」が設けられている。また、2010年4月から道路交通法の改正により「高齢運転者等専用区画」が設けられ、歩行が困難な人や高齢者、あるいは妊産婦の方などの駐車スペースの確保が図られた。</p> <p>しかし、障がいのない人が身体障害者用駐車場に駐車するなどマナー違反も多く見られ、歩行困難な人が有効的に身体障害者用駐車場を利用できない現実がある。</p>	<p>津市一身田大古曾 670 - 2 社団法人三重県身体障害者福祉連合会 会長 山本 征雄</p> <p>(紹介議員) 今 井 智 広 稲 垣 昭 義 末 松 則 子 青 木 謙 順 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	<p>22年2回</p>

	<p>このため、県が中心となって、身体障がい者や高齢・難病・知的障がい等で歩行困難な人や怪我や妊産婦の方など一時的に歩行困難な人に、県内に共通する身体障害者等駐車場利用証（パーキング・パーミット）を交付し、一方、県と協定を結んだ公共施設や病院、ショッピングセンターなどにおいて利用証交付者が利用できる身体障害者用駐車スペースを確保し、歩行困難な人が身体障害者用駐車場を有効的に使用できる「パーキング・パーミット制度」の実現を強く望んでいる。</p> <p>併せて、三重県に住んでいる人々がゆずりあい、思いやりの心を持ち、車を運転する方々の意識の向上など駐車マナーの向上につなげ、安心して暮らせる社会づくりに貢献したいと要望するものである。</p>		
<p>請 76</p>	<p>(件名) 孤独死や無縁死を防ぐ緊急対策を求めることについて</p> <p>(要旨) 日頃より県民のくらし、福祉を守るためにご尽力いただいていることに心より敬意を表するものである。</p> <p>さて、今年は記録的な猛暑によって、熱中症で病院に搬送される人が相次いでいる。死に至る高齢者も年々増加している。また、一人ぐらしの高齢者の孤独死や100歳前後の高齢者の所在不明など、戸籍、年金、見守り体制のあり方が全国的に社会問題になっている。</p> <p>三重県で、こうした痛ましい事件を再発させないため、下記の再発防止対策を取られるよう要望する。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当部局において各市町の一人ぐらし高齢者などの生活実態を把握し、関係機関で連携して、必要な対策をとっていただきたい。</li> <li>2 一人ぐらし世帯の就業実態や病状の把握などを行い、日常生活が困窮することのないよう、必要な財政支援をおこなっていただきたい。</li> </ol>	<p>松阪市新座町1056番地 全生連、三重県生活と健康を守る会連合会 会長 内田 茂雄</p> <p>(紹介議員) 萩原 量 吉 真 弓 俊 郎</p>	<p>22年 2 回</p>

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 77	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求めることについて</p> <p>(要旨) 義務教育費国庫負担制度が存続され、全額国負担となるよう決議をいただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 義務教育費国庫負担制度については、昨年度も貴議会より国および関係機関に意見書を提出していただいたおかげをもち、同制度が存続された。貴議会のご理解とご協力に対して、厚くお礼申し上げます。</p> <p>政府は、「地域主権」の確立にむけて具体的な検討をすすめている。これまでの補助金のあり方を抜本的に見直し、地方が自由に使える「一括交付金」についての議論がされており、義務教育費国庫負担金が議論の対象となっている。6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」には、「一括交付金化の対象外とする」と示されているが、今後も注視していく必要がある。</p> <p>また、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれているが、多くの自治体で予算措置されている教育費は、地方交付税で措置されている水準に達しておらず、自治体間の格差が生じている。このようななか、昨年実施された政府の行政刷新会議による「事業仕分け」では、国が全額負担すべきであるという意見も出されている。</p> <p>義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上および地方財政安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで学校教育に大きな役割を果たしてきた。その時々、国や地方の財政状況に影響されることのない、確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことである。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担金制度</p>	<p>津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 太田 浩司 外3名</p> <p>(紹介議員) 稲垣 昭 義 真弓 俊 郎 藤田 正 美</p>	22年2回

	の存続および全額国負担を強く切望するものである。		
請 78	<p>(件名) 「新・教職員定数改善計画」(案)のすみやかな実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子ども一人ひとりの「豊かな学び」や総合的な学校の安全対策の実現にむけ、「新・教職員定数改善計画」(案)のすみやかな実施と教育予算の拡充をおこなうように決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 文科省は2010年1月、約30年ぶりに学級編制基準の見直しに着手することを表明し、意見募集や教育関係団体、有識者へのヒアリング等をおこなった。その後、中教審初等中等教育分科会で議論がすすめられ、7月には「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」(提言)がまとめられた。そして8月、「提言」をふまえ、「小・中学校の少人数学級(35・30人学級)の推進」「公立高等学校等の教職員配置の改善」等が盛り込まれた「新・教職員定数改善計画」(案)が公表された。</p> <p>三重県では現在、小学校1、2年生の30人学級、中学校1年生の35人学級が実施されている。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちの発言の機会の増などもふくめ、活動の場が増える」「一人ひとりにきめ細かな指導ができる」といった保護者・教職員からの声が多くある。</p> <p>子ども一人ひとりの豊かな学びの実現にむけ、「新・教職員定数改善計画」(案)のすみやかな実施を求めていかなければならない。</p> <p>日本の公財政教育支出の対GDP比(2010年)は、OECD加盟国のなかで最低レベルの3.3%となっており、OECD平均4.8%には程遠い実態がある。そのため、教育費の保護者負担は増加するとともに、経済格差が教育格差に影響を及ぼしている。また、近年、自然災害や子どもたちが被害者となるさまざまな事件や事故が起こっており、学校内外で子どもの命や安全をどう守るかという総合的な安全対策も必要である。学校は、子どもたちが多くの時間を過ごす場であるとともに、災害時には、地域住民の避難場所となる等、重要な役割を担っている。その安全確保は極めて重要であり、とりわけ地震災害対策として、早急に耐震化</p>	<p>津市一身田上津部 田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 太田 浩司 外3名</p> <p>(紹介議員) 稲垣 昭 義 真 弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	22年2回

	<p>率が100%となるよう求めていく必要がある。</p> <p>山積する教育問題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にされた教育をすすめるためには、学級編制基準の引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要である。</p> <p>以上の理由から、「新・教職員定数改善計画」(案)のすみやかな実施と教育予算拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 79</p>	<p>(件名) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するように決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 経済や雇用情勢の悪化は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。文科省は6月「文部科学白書(2010年度版)」を公表し、「経済格差が教育格差につながっている」と分析し、「日本は家計の教育費負担が大きく公的支出が少ない」「教育分野に公的支出を増やすべきだ」としている。また、日本は、政府支出に占める教育費の割合が9.5%であり、OECD加盟国の平均を3.8ポイントも下回っている。その分、私費で負担する割合も高く、OECD平均0.8%に対し日本は1.7%となっている。</p> <p>このようななか、国・県においては「学びたくても学べない」という状況を改善すべく施策として、「高校無償化」「奨学金の改善」等がすすめられ、一定の拡充がされている。</p> <p>しかし、保護者の負担が十分軽減されたわけではない。入学金・教材費等の負担が多いこと、就学援助の受給者が増加し、中途退学や進学の断念を余儀なくされる子どもが増えていること等の課題がある。</p> <p>すべての子どもたちの学びの保障をめざし、給付型奨学金制度の確立等、保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度のさらなる拡充を求めていく必要がある。</p> <p>以上のような理由から、子どもたちの学びを保障す</p>	<p>津市一身田上津部 田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 太田 浩司 外3名</p> <p>(紹介議員) 稲垣 昭 義 真弓 俊 郎 藤 田 正 美</p>	<p>22年2回</p>

	るための保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。	
--	--	--

( 継 続 分 )

生活文化環境森林常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 68	<p>(件名) 「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書」提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 選択的夫婦別姓の導入をふくむ民法改正は、長く待ち望む女性たちの願いである。 世界でも法律で夫婦同姓を強制している国は日本だけとなり、多くの女性たちが、改姓や通称使用、事実婚などによる不利益・不都合を日々強いられている。希望する人が選択できる民法改正の1日も早い実現が待たれている。</p> <p>法制審議会は、1996年に民法改正要綱を答申し、選択的夫婦別姓制度の導入をはじめ、婚外子の相続差別の廃止、婚姻最低年齢の男女差や女性のみでの再婚禁止期間の解消、再婚禁止期間の短縮などを求めたにもかかわらず、14年の長きにわたって実現をみていない。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し民法の差別的条項の撤廃を繰り返し求め、2009年8月には、最優先課題として民法改正を実施し、2年以内の報告を行うよう、きびしく勧告をした。</p> <p>地方自治法99条の規定にもとづき、民法改正の早期実現を求める意見書を提出されることを強く求めるものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「選択的夫婦別姓導入など民法改正の早期実現を求める意見書」を国に提出すること</p>	<p>津市寿町7 - 50 新日本婦人の会三重県本部 会長 西川 委久代</p> <p>(紹介議員) 真 弓 俊 郎 萩 原 量 吉</p>	22年 1 回

代 表 質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。41番 中村進一議員。

〔41番 中村進一議員登壇・拍手〕

41番（中村進一） 伊勢市選出の中村進一であります。新政みえを代表いたしまして、質問をさせていただきます。

今年は大変暑い夏でございました。しかし、一方で、円高、株安ということで、県民にとっては非常に厳しい状況が続いておったわけであります。

一方では、また、児童虐待ということで、児童虐待数が増えていく、大変な時代に入っているというふうに思っております。

そういった中で、民主党の代表選挙も終わりました、菅首相が再び総理として、日本の責任者として頑張ってくださいことになりました。私ども新政みえといたしましても、新政権に期待を寄せているところであります。先ほど申しましたように、喫緊の課題は経済対策であり、新卒者の就職、失業者の改善など、地方自治体が新政権と連携していかなければならないことは山ほどあります。

今日は、知事の第三次戦略を含め、これから三重県を元気にしていくために三重県として何をなすべきか、知事は第三次戦略にどのような思いを込めておられるのか、私どもの思いを提案しながら知事の御所見を聞かせていただきたいと思えます。

知事の基本姿勢についてお伺いをいたします。

まずは、知事の御息が覚せい剤を売却したとして逮捕されるという衝撃的な事件が起きました。知事は、私ども県民の顔でありますことから、県民も少なからず衝撃を受けていると思えます。私ども議員の立場からも、県政課題山積の折から大変心配もしております。

本日の質問に当たりまして、知事御自身でなく御家族の問題であり、人権上の配慮という点もあり、正直、悩んだところであります。しかし、県民に対し、知事として説明責任はあるとの思いで、お聞かせいただきます。

15日に知事の思いを聞かせていただきました。私は、同じ年ごろの子を持つ親として、また、公の立場にある者として、非常に複雑な思いで、知事の言葉、一言一言をかみしめて聞かせていただきました。

知事のところへは、県民から厳しい御指摘や励ましなど、多くの御意見が

寄せられているとお伺いをいたしました。私ども、新政みえに所属する議員23名にも、それぞれに対しまして様々な県民の声が届いております。私も今回の質問に当たりまして、単刀直入に今回のこの事件をどう思いますか、県民の方々に聞いてまいりました。おおむね別人格ではないか、ましてや30を超えた成人の問題だ。知事本人に任せればいい、それよりも県政の停滞への影響はないのかというのが多くの声です。

しかし、知事は県民の顔である、すぐに責任をとるべきという、少数ですが、声を大きくする県民もいるのは事実であります。確かに、三重県をあずかる行政の責任者として、県民の厳しい目線に対し、わかりやすく説明をする責任はあると私も思っております。今、知事が策定しております県民しあわせプラン第三次戦略計画は、今後の三重県民の生活がかかった重要な指針であります。そのためにも、県民の疑問にきちんと答えておく必要があるというふうに思います。

私どもに寄せられている県民の声を紹介いたします。

なぜ、知事公舎が舞台になったのか。知事公舎内で覚せい剤を使用したことに管理責任はないのか。2年前に問題を起し執行猶予中だったことが今回の事件で明るみに出たけれども、なぜ今までわからなかったのか。暴力団との関係はないのか。なぜ愛知県警なのかなど、厳しいけれども素朴な疑問であります。

また、今回の事件の内容は、芸能人も逮捕されるなど、国民の関心の高い事件であり、覚せい剤を第三者に売却するという、薬物依存を拡大するという許されない行為であります。このことについても15日に知事自ら、長男の事件を防げなかったのは痛恨のきわみと申されました。県民からは、人格は別とはいえ、御家族がかかわったことについては、公職にある者としてどうだろうかと、極めて厳しい声も届いているのも事実であります。私は、こんなときこそ、知事がいつもおっしゃいます、ピンチをチャンスへの言葉どおり、今後、覚せい剤撲滅運動の先頭に立っていただきまして、この課題と戦っていただく、そのことを期待したいというふうに思います。県民の声に率

直にこたえていただくとともに、現段階での行政に対する思いをいま一度お聞かせください。

次に、菅内閣が発足いたしました。三重県出身の岡田さんが外務大臣を辞して、民主党の幹事長という要職に就任をいたしました。

また、三重県議会が開催しております、平成20年の第4回全国都道府県議会改革シンポジウムで講師として来ていただきました、鳥取県知事を務められました片山善博さんが、民間から総務大臣に起用されました。私は、地域主権の進展、こういった動きが加速されるのではないかというふうに期待をしております。三重県と政権政党の距離が近くなってきたというふうに私はとらまえておるところであります。

今後は、様々な政策づくりに、三重県としての考え方を主張するメリットが出てくるのではないかというふうに思っております。知事は、全国知事会のこの国のあり方に関する研究会座長として御活躍もいただいております。今後、菅内閣に対しまして、知事としての期待、感想があれば聞かせていただきたい。そして、第三次戦略計画への決意をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、第三次戦略計画を策定する以上、3期目への挑戦をされるのかお伺いをしていきます。

以上です。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、私の長男の事件についてお話がございました。

県民の皆さんから、各般、大変厳しいおしかり、御叱正、さらにはお励ましを含めた御心配、多くの意見をいただいております。

私としては真摯にしっかり受けとめてまいりたい、こう思っております。そして、改めて、議員の皆さん、県民の皆様にも、このようにお騒がせをいたしましたことにつきまして深くおわびを申し上げたいと思います。

今議会の開会日冒頭におきまして、議長のお許しを得て、今回の件につい

てお話をさせていただきまして、今、私の知り得る事実につきましては、それがすべてでございます。その後、いろんな報道もなされておるところでありますけれども、私自身は捜査等につきまして、その事実関係、全く承知をしていないところでございます。公舎における使用がどうのこうのというような報道もありました。仮にそのような事実があったとすれば、その兆候にも気づかなかっただけに、まことに残念でありますけれども、その事実関係は、私自身は全く承知をしていないというところでございます。親として、今後の捜査の状況、これを見守ってまいりたい、そして、当局において厳正な処分を望んでおるところでございます。

なお、なぜ愛知県警かということについて、私がお答えすることではないんだろうと思います。私の推測におきましては、警察の捜査に関する管轄のルールでそうなっておるんだろうと、こういうふうに思っておるところでございます。

改めて皆様におわびを申し上げ、状況の推移をしっかりと受けとめてまいりたいと思います。

それから、菅内閣に対してどういう期待を持っているかということでございますけれども、このたび菅改造内閣が発足したところでございますけれども、我が国は時代の大きな峠のときを迎えておるところでございます。私は、国難とも言える時期であると考えております。それだけに、政府がこの国の方向性をしっかりリードをしていくということが必要であると思います。

特に、全国知事会で取りまとめました、この国のあり方についての中で明らかにしてまいりましたように、国民が将来に希望が持てる社会の実現に向けてしっかり具体的なイメージができるような国家ビジョンを打ち出して、次の新たな国の展望を確立していくことが大事であるということをお示しいたしまして、そのことをまさに国に期待をしておるところであります。

菅内閣におきましては、今回の民主党の代表選を通じまして、1に雇用、2に雇用、3に雇用と、雇用から経済を立て直し、財政を立て直し、介護分野などの雇用に力を入れるということで、社会保障を立て直す旨を繰り返し

主張してきておるところでございます。今後の雇用・経済対策の推進に当たりましては、雇用を創造するというところで経済を活性化するとした新成長戦略や、あるいは、9月10日に閣議決定をされました3段階の経済対策の着実な実行を望んでおるところでございます。

それから、6月に国のほうでまとめております財政運営戦略におきましては、地方財政について、国は地方の自主的かつ安定的な運営に配慮することが明記されておるところでございます。地方自治体が住民に密着した行政サービス、これを行っていくということを踏まえまして、それに必要な総額の確保ということを期待しております。

なお、将来に向けて安心できる社会を実現していくための税制のあり方について、与野党の立場を越えて、抜本的かつ総合的に議論を始めていただきたいと考えておるところであります。

さらに、地域主権改革につきましては、将来の日本のために不可欠なことでございますので、地域主権関連三法案の早期成立、地域主権戦略大綱に基づきます改革の推進など、地方が長年にわたって求め続けてまいりましたこの改革というものが、早期に実現していくということを期待いたしておるところでございます。

それから、県民しあわせプラン第三次戦略計画策定に向けた思いということについてお話がございました。

私は、知事に就任しましてから、みえけん愛を育む“しあわせ創造県”を県民が主役になって築くということを基本理念にいたします、県民しあわせプランを策定いたしまして、県民が主役の県政、県民との協働により創造する県政、県民とともに感性を磨く県政、この三本柱を県政運営の基本姿勢として位置づけてきたところでございます。そして、一人ひとりが力を発揮し、経済や産業が元気な社会、暮らしの安全・安心が確立された社会、助け合い、支え合いによる絆社会、この三つの目指すべき社会像の実現に向けて取り組んできたところでございます。

今現在、我が国におきましては、公的年金、あるいは医療保険など、社会

保障のひずみに加えまして、子育てや教育、地域医療、福祉・介護、こういったことへの不安など、安心を支えますセーフティネットの弱体化、あるいは崩壊、そして厳しい雇用・経済情勢、地域や家族のきずなの希薄化などによります人々の間に不安感、あるいは閉塞感、こういったことが漂っておるところでございまして、まさにそういうのをとらえながら時代の大きな峠を迎えていると、こういうふうに認識をいたしておるところでございまして。

今現在、こういう状況の中にありますので、県民しあわせプランの中で描き進めようとしてきたということにつきましては、例えば新しい時代の公でありますとか、あるいは文化力、こういったことにつきましては、今のこの時代の峠にあるときであるからこそ、私はなお一層重要なものになってきておると、こういうふうに考えておるところでありまして、そういう意味では、今後目指すべき社会の実現の中で、この文化力であるとか、新しい時代の公の考え方はますます重要であると、こういうふうにも思っております。

こういう思いのもとで、第三次戦略計画の素案におきましては、県民しあわせプラン策定後の7年間にわたる取組でありますとか、残された課題を踏まえ、引き続き県民しあわせプランの目指しております、三つの社会像の実現に向けて、県民の皆さんが将来に希望を持って生きられる舞台づくりに取り組んでいく必要があると、こう考えております。

行政の継続性とか、そういったことも考える中で、この県民しあわせプランそのものは平成16年3月に議会の議決を経た総合計画でございます。そういう意味では、来年以降の実施計画に当たります第三次戦略計画、これを議決に基づいた県民しあわせプランに基づいて策定をしていく必要があるわけでございます。

私といたしましては、係る知事としての大きな責務、これをしっかり果たしてまいりたいと、今そう考えておるところでございまして。

〔41番 中村進一議員登壇〕

41番（中村進一） なかなかお答えにくい部分に触れさせていただきました。御子息の問題につきましては、知事がいつも大切におっしゃっておられます

家庭のきずな、家族のきずな、地域のきずな、そういったことに突っ込んでいくようなお話をさせていただいたわけでありますけれども、私のほうが確認をしておきたかったのは、そういった家族の大変な状況に、知事にこういうことをお聞かせいただくこと自体が、非常に私自身は戸惑いもあったわけでありますけれども、ただ、公の官舎の中でそういうことがあったことに対しては、県民の皆さん方も少し疑問を、知事のお話を聞いておきまして、仕方がないなというふうに思われたのか、その辺がひっかかっているところでございますので、もしコメントが、公の責任としてどうなのかというのがあれば聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、第三次戦略計画につきましては、これも行政の継続であると、そして、また、我々県議会としてこのことにつきましても議決しておるということで、第三次戦略計画、このことについてはそのままさらに議論を、議会もかんでつくっていったいていただきたいというふうな理解をさせていただいたわけでありますけれども、知事としても、先ほど知事としての責任を全うしていくということは、これは来年に向けての話であったのか、任期いっぱいの話であったのか、ちょっとわかりづらかったので、その部分だけ、ちょっとだけ話していただければと思います。

知事（野呂昭彦） まず、一番最初の長男の件についてでありますけれども、新聞報道で報道されておりますことにつきまして、私はその事実関係、全く承知しておりません。したがって、先ほど述べたように、もしもそういうことがあったとすれば、全く気づかなかっただけに、大変残念に思うところであります。捜査中でありまして、私も承知しない事実関係のことについて私が申し述べるということではできません。

それから、第三次戦略計画のことについてでございますけれども、知事という立場でこの第三次戦略計画につきまして、議会で議決を経ておる総合計画に基づいた実施計画、これをそれが切れてしまう来年度以降についてどうするか、取り組んでいくというのが当然のことでございます。

あわせて、これにつきましては、これまでの実施計画でもそうであります

けれども、議会にその策定過程からお示しをいたしまして、議会でのいろんな御議論、意見もいただいてきておるところであります。今回は、特に、県民の皆さんからも広聴広報システム、いろんなチャンネルを使い、子ども会議等、直接に御意見をいただく機会も増やして、そういうものも反映させようということにしておるところであります。

一方で、議会においては、二元代表制というこれまでの議論の中におきまして、県のこういった計画にも議会としての意思、考え方を示していくということが大事なんだということを皆さん方の主張として言ってこられておるところでありまして、そういう意味で、来年度以降の戦略計画について皆さんと議論をしていく意義というものは、大変大きなものであるし重要なものであると、こういうふうに思っておるところでございます。

私は、自分が県民から与えられました任期の間、知事としての責務を果たしていくということについては当然のことだと考えております。以降のことについて、今、申し上げる気はありません。

〔41番 中村進一議員登壇〕

41番（中村進一） ありがとうございます。

これから、今様々に起こっている課題につきましては、特に知事の身に起こっているこういう課題につきましては、私どももきちっと見守っていきたいというふうに思います。引き続き業務に専念をしていただきますように申し上げておきたいというふうに思っております。

それでは、三重県を元気にということで、次の課題に移らせていただきます。

その一つは、中小零細企業の振興で地域から三重県を元気にという提案をさせていただきたいというふうに思います。

日本の産業は421万社、会社があるわけでありましてけれども、そのうち420万社、99.7%を占めておりますのが中小企業、そして、その中小企業によって日本の産業が支えられております。そのうち従業員20人以下の小規模事業者というのが370万社、87%になっております。こういったことから、国は中

小企業基本法を定めまして、これを国家の重要課題として様々な法案をつかって現在に至っておるわけでありましてけれども、今、中小零細企業は大変厳しい状況になっているということが、様々なデータで明らかになってきております。(パネルを示す)この図であります、平成21年度の県民一人アンケート調査の結果、不満足度の1位は地域商工業対策、2位が雇用、3位が農水産業の振興となっております。伊賀地域と東紀州地域は3位に医療体制が入っておりますけれども、1位、2位は順番が違いますけれども、こういう状況となっております。

これは経済の発展に伴いまして、やっぱり発展途上国の工業力の進展、そしてまた安い人件費を求めての企業論理で単純製造業の海外移転が進められて、日本国内の産業の空洞化が懸念される、そんな状況になっておるということでございます。

そして、また、働くところがなくなった若者は、どんどんと地方から都会へ出ていく。一方では大型店の進出で、車社会になって、駐車場のある大型店への集中など、地域住民の生活形態の変化もありまして、中小零細企業の小売店など、地域からどんどんと減っていく。その結果、地域から消えた小売店のかわりにスーパーが入る。そのスーパーも過当競争で消えていく。既に商店街も空き店舗状態が加速し厳しい経営が続いている。後継者問題を考えると、辛うじて頑張っている商店街や小売店がどこまでもつのか、これも心配であります。特に高齢化社会が進む中、地方の交通弱者にとっては、本当に生活する上で身近な商店がなくなるということで、極めて住みにくい地域がどんどん増えてきているという状況でございます。

(パネルを示す)これは、県内の小売事業者の従業員の数の推移であります、平成13年度を100とした場合、平成22年度は0.83、いわゆる2万1523人が1万7917人に減ってきておる。こういう状況も出てきております。

そして、先ほど申し上げました製造業でいいますと、(パネルを示す)これは平成10年を100とした場合、平成20年は69.9、70%になってしまっておるわけでありましてけれども、6567人が4590、こういう状況になってきております。

製造業の推移、全国でも非常に厳しい状況、同じように70%、このようになってきておるわけでございます。

このように、日本経済のみならず、地域の雇用を吸収して、そして地域を支えてきた中小零細企業の減少というのは、地域のコミュニティーの崩壊、医療、教育格差の拡大など、地域の疲弊に拍車をかけてきております。

新政みえでは、今年の5月19日に経済産業省の地域経済産業審議官から地域経済産業施策の今後の方向性、農商工連携の推進、さらには農商工連携の今後の方向性、ソーシャルビジネスの振興、そして、国が地方公共団体や地方議会にどういふことを期待したいのか、そういった調査をしてみました。

そういった中で、国のほうも、本年6月18日、政府は中小企業憲章を閣議決定いたしました。憲章のポイントといたしまして、中小企業の歴史的な位置づけ、そして、今日の中小企業の経済的、社会的役割、先ほど私が申し上げましたそういった内容についての基本理念として示したわけであります。中小企業政策にこういったものを取り組む、そして、それを踏まえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示したわけであります。

特に我が国では、少子・高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増してきている中で、不安解消のかぎとなる医療、福祉などの分野で、変革の担い手であります中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描ける、こういった中小企業に対する新しい見方が出てきておるわけでございます。

中小企業憲章ができた以上、これを生かすのはまさに地域であろうかというふうに思っております。既に三重県は議員提案で三重県地域産業振興条例を策定いたしました。平成18年4月1日から施行しておりますが、しかし、これはあくまでも理念憲章でありまして、また理念条例であります。県として、この理念を実現していくために、具体的に中小零細企業振興を実行するための条例を策定する必要があると、そのように思っております。

先ほど申し上げましたように、中小企業の根幹は、小規模事業者でありま

す。平成5年に小規模事業者の育成、経営の近代化など、その重要性から小規模事業者支援促進法が特例法としてより明確化されました。そして、地域性の強い小規模事業者対策は都道府県が担当するほうがより効果的な対策がとれるとの考えから、国の負担は一般財源化され、すべて県の責任と考え方で実施することとなっている、制度的にはそうなっております。つまり、小規模事業者対策は、基本理念、基本方針は国に残っているけれども、その実行する権限、財源は県ということになっているわけであります。県は地域主権を確立するためにも、先ほど地域主権を大事にしていくと知事はおっしゃいましたけれども、県としての理念、方向性をこの条例によって明確に県民に示すべきであります。そのためにも、小規模企業振興条例、仮称でありますけれども、これを制定し、さらなる小規模事業者の抱える課題解決に向けて政策を展開すべきというふうに思いますが、知事のお考えをお聞かせいただきたい。

そして、また、今、商店街の話をさせていただきました。中小零細の製造業者の話もさせていただきました。こういった目前の課題についてどう対応していくのか。それを解決するための施策として、農商工連携の具体化、私ども会派としても勉強してまいりましたけれども、ソーシャルビジネスのこういった部分への積極的な取組が必要かというふうに思いますが、その部分につきましても考え方を示させていただきたいというふうに思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、産業政策を進めるに当たっての県の基本的な考え方でございますけれども、産業の集積、あるいは多様な地域主権、こういった県の持つ特色や強みを生かしまして、成長産業を中心に、先端的、競争的な産業振興を図っていく、そして、地域の活性化と雇用を支える地域密着型の産業振興を図っていく、こういうことだと考えておるところでございます。

そういう考えのもとで、県内産業の持続的な発展につなげていくというために、知識集約型産業構造への転換を加速し、三重県としてはシンボリックな用語で常若という用語がございますけれども、それにふさわしい、常に若い

常若の産業構造を構築していきたい、このように考えておるところでございます。

中小企業についてでありますけれども、県内産業の中で広い裾野を形成し、本県経済を支え、雇用の場を提供する重要な存在であると認識をしておるところでございます。本県では県民しあわせプラン第二次戦略計画に基づきまして、三重県地域産業振興条例の基本方針も尊重しながら、ものづくり産業の高度化や経営基盤の強化など、中小企業振興対策に取り組んできたところでございます。

また、一昨年秋以降の世界的経済危機に対しましては、官民一体で構成いたします三重県雇用・経済危機対策会議、これを設置いたしまして、商工団体など関係者の意見を聞きながら緊急的に対応するという視点、それから、ピンチをチャンスとする中長期的な視点、この両面からの対策を講じてきたところでございます。

しかし、景気低迷の長期化、それからデフレ、円高などによりまして、中小企業、とりわけ小規模事業者につきましては、引き続き極めて厳しい経営を強いられておるところでございます。

お話にありましたように、国におきましては、本年6月、中小企業憲章を閣議決定いたしまして、国として進めるべき中小企業政策の行動指針、これを明示したところでございます。中小企業の置かれた経済環境は、年々その変化のスピードを増しておるというために、変化する時代の要請に柔軟に対応できるよう、憲章の趣旨も踏まえて、引き続き中小企業振興に取り組んでまいりたいと思います。

来年度からは、第三次戦略計画の素案でもお示しをしておりますように、中小企業活力の維持拡大を施策に位置づける予定をしております。企業、商工団体、市町との協働によりまして、それぞれの取組の指針となるような中小企業振興のための方針を示すこととしておりまして、その中で小規模事業者の抱えております課題解決に向けまして、広く議論を進めてまいりたいと考えております。

なお、お話にありました中小企業の振興方針を議論する際におきましては、中小企業全体の振興のあり方をテーマとすることを想定しておるところでございます。そして、小規模事業者を対象としました条例制定の必要性につきましても、その中で関係者の方々の御意見を聞き、検討していったらどうかと、このように思っておるところでございます。

それから、農商工連携、あるいはソーシャルビジネスなどについての御質問がございました。

地域の活性化を維持するためには、地域の資源、知恵、人材を活用しまして、新しい商品やサービスを生み出す取組を促進し、地域に密着した産業の振興を図ることが重要であると考えております。

その中でも、農商工連携の取組は、中小企業者と農林漁業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って新しい商品やサービスの開発、販路の拡大に取り組み、双方の成長発展を図ろうとするものでございまして、地域の活性化に向け大変期待できる取組と認識しております。

それから、ソーシャルビジネスについてであります。地域活性化等の社会的課題をビジネスの手法により解決をしていくという取組でございまして、新しい時代の公を推進する上でも、今後、中小企業をはじめ様々な主体がかかわるということで、数多くの事業活動が生まれるということを期待しているところでございます。

現在の取組ですが、三重県におきましては、農商工連携推進ファンドや地域コミュニティ応援ファンドによりまして、事業のスタートアップを資金面から支援しているところでございます。地域の農林水産物を活用した新商品の開発や、地域の食材を生かしたレストラン経営など、意欲的な取組がこうした中で生まれてもきております。

なお、これまでのこのファンドの採択件数でありますけれども、農商工連携推進ファンドでは6件、地域コミュニティ応援ファンドでは78件でございます。特に地域コミュニティ応援ファンドの78件のうち、25件が地域課題解決型というような取組になっております。

それから、こういった取組を側面的に支援するために、コーディネーターやアドバイザーによります相談活動等も強化をしておるところでございます。

今後におきましては、この二つのファンド事業を核といたしまして、市町や関係団体等と連携をいたしました県内のネットワークづくりを進めるということで、地域のきずなを大切にす地域に密着したビジネスの創出を促進いたしまして、その上で、創出されたビジネスの各段階における支援施策に取り組むことにより、中小企業の振興や、あるいは地域経済の活性化に結びつけてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

41番（中村進一） 御答弁いただきました。

私のほうがちょっと強く申し上げたかったのは、中小企業の役割とこの行政としてどの程度持っておられるのか。

県の示した将来像の中にこういう記述がありました。20年後は、三重県の高齢化は約32%。特に過疎化が深刻な、どんどん人も減っていく東紀州地域、伊勢志摩地域の南部、中南勢の地域の中山間部。こういったところでは人口減少はもっと進んでいる。少子化、核家族、単身世帯はもうどんどん増えてくる。地域の担い手が不足をしてくる。家庭や地域のきずなが薄れて、社会経済基盤の弱体化がどんどん進んでいく。そのためにも、地域のコミュニティーの維持、再生が必要、そのように分析をしておるわけです。20年後です。

そういった中で、私が申し上げたかったのは、地域で自分のところのうちに住んで商売をしてみえる、そういった人たちが今までは地域の様々な自治会活動、あるいは祭り、いろんなところにかかわってきて、そのことで地域がもってきた。そういう状況が厳しくなるということがわかっているのだから、経済的なこともありますけれども、経済というよりか、お金もつけというよりか、やはり地域の小規模事業者をどう守っていくか、どう育成していくか、そういった意味を込めての条例づくりをすべきではないかということをお願いしておるわけでありまして。国のほうも、そういったことで、財源は県のほうに渡しますから、自分のところで考えてはどうですかという状

況に今来ているわけでありますから、そういったことも含めまして、この条例づくり、いろいろ関係者の方々の声を聞いて進めるということではございますけれども、ぜひ県として、この三重県がどうなっていくのかということも含めて、そういった小規模事業者の皆さん方の役割も含めまして、ぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、その辺について一言だけ答弁いただければというふうに思います。

知事（野呂昭彦） 中小企業憲章、この中でも中小企業というのは国のまさに財産なんだということ、この国の成り立ちのための大変大きな力になっておるんだということがベースになっておるところであります。

私ども三重県におきましても、事業者の99%は中小企業、殊に小規模事業者というのが多いのが現実でございます。そういう意味で、係る中小企業者の重要性というのはもちろんあるわけでございますが、あわせて、中村議員御指摘になりましたように、これから先、将来のことを考えてみましたときに、現に、もう既に地域のコミュニティが維持できないというような状況にもなっておるところでございます。そういう意味では、地域の生活できる場をどう維持していくのか、その中で、こういった小規模事業者の果たす役割も実は極めて大事なわけでございます。そういうものがなくなってしまうと、例えば買い物一つにしても、買い物難民というような状況が生まれてきたり、ならば、その人たちが買い物に行けるように、じゃ、交通手段等で何か移動できる手段をより追求していくのか。あるいは、そういうコミュニティでも一定の事業が展開できるような支援の仕方というものがあるのか。あるいは、コミュニティからより自発的な事業に対する意欲なり、そういったものを引き出しながら工夫をしていくのか。いろんな考え方があろうかと、こう思います。

そういう意味では、先ほど言いましたように、この条例等をどうするかということにつきましては、広く意見を聞きながら勉強を積み上げていく、そういう中で考えていくということが大事だと思っております。

中村議員のおっしゃったような側面、これも大事な側面であると、こうい

うふうに認識しておりますので、今後の議論の中で勉強を積み重ねていくことだと、こう思っております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

41番（中村進一） 今後の議論の中で、目に見えている将来予測でございますので、ぜひとも御配慮いただきたいというふうに思っております。

そして、今、中小零細企業問題を取り上げましたけれども、こういった中で、次の課題は、観光振興条例を早期に策定し観光振興で三重県を元気にするという提案をさせていただきたいというふうに思います。

観光行政をめぐる国の動きといたしましては、平成18年、観光立国推進基本法が、これは全会一致で成立したわけでありまして、翌19年6月に観光立国推進基本計画が閣議決定をされました。これは、まさに観光立国は少子・高齢化時代の経済活性化の切り札、国はそう位置づけたわけでありまして。

その理由といたしまして、少子・高齢化で成熟した社会には、観光振興イコール交流人口の拡大、需要の創出による経済の活性化が有効である。平成20年度の数値で、国内旅行消費額は23兆6000億円である。これによる雇用効果は430万人になっている。また、交流人口の拡大は地域経済の起爆剤になる、そのようにしておるわけでありまして。

そして、本年6月に新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～が閣議決定され、その中に観光立国・地域活性化戦略、これはこの分野の中に選定をされたわけでありまして。

そして、具体的には、訪日外国人3000万人プログラム、あるいは休暇取得の分散化国家戦略プログラム、こういうものが示されておるわけでありまして。

三重県もこういった動きの中で観光局を設置いたしまして、県としての観光戦略に力を入れていただいております、そういう状況だというふうに思っております。

そして、私は、三重県の姿を見せるために、まず、何度も今までも議員のほうから出ておりますけれども、観光振興条例を早くつくるべきではないか、そういうことを提案させていただきたいというふうに思います。観光振興条

例、今、どういう状況になっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

そして、先ほど申し上げましたような、国の観光立国、こういった国家戦略に対しまして、観光局といたしましてどのような対応をされておられるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

観光でもう一つ、遷宮の年が近づいてまいりました。御遷宮に向けまして、今、伊勢神宮の観光客が大変な勢いで増えてきております。三重県全体の観光戦略にこの御遷宮というのは大変私は影響してくるというふうに思っております。

具体的な数字を申し上げますと、伊勢神宮のお参り客、平成25年の御遷宮に向けまして大きな伸び、具体的な数字ですが、平成20年から昨年の21年に向けましては、外宮、内宮合わせて750万5000人から798万6000人、一昨年から昨年に向けまして48万人増えております。今年に入って、この8月までの集計であります、実は昨年を88万9000人上回っているんです。このままいきますと、去年の9月以降から12月末までの数字をそのまま足しますと880万人の集客が見込まれるということでございます。この数字というのは、第20回、前の前の御遷宮、このときに860万人、そして、前回の式年遷宮が840万人ですから、まだ遷宮が来る何年か前、今の時点で、平成25年の遷宮の前にもう集客が超えてしまう。

これは地域の皆さんの御努力もありますし、様々な観光戦略の中でこういう状況になっているというふうに思いますが、私は、これから平成23年、24年、25年、26年、この4年間の戦略を、やはりこの数字を数字としてとらえて観光戦略にぜひ入れていくべきだというふうに思いますし、この効果を志摩半島全体だけではなくて、さらに紀州路へ、そしてまた中勢、伊賀、北勢も含めた三重県全体の魅力を味わっていただく、連泊を味わえるような、そういうメニューを今から企画すべきではないかというふうに思いますが、この部分について考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

国のほうも休暇取得の分散化とか、あるいは伊勢志摩地域観光圏というこ

とで、連泊を三重県へという、そういった動きも示しておりますので、こういったことについて、ぜひ考え方を示していただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、今、第二伊勢道路を建設中でございますけれども、地域で問題になっておりますのは、伊勢二見鳥羽ライン、これをどうするのか。それから、これを無料化していくことによってもっとスムーズにしていくなきゃいけないのではないか。

このことと関連をしてるかわかりませんが、伊勢湾フェリーにつきましても随分と御努力をいただきまして、これから動かしていく、続けていくということになったわけでありまして、単に、そういうことを決めただけやなくて、この伊勢湾フェリーの有効活用、観光のメニューとして、商品として、この鳥羽 伊良湖を結ぶ伊勢湾フェリー、この問題をきっちりと観光戦略の中に入れていく、そういったことも含めまして、考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 観光についてでありますけれども、これは、活力ある魅力的な地域づくり、あるいは伝統文化を通じて心の豊かさを向上させていくということだけでなく、国の新成長戦略の柱の一つにも位置づけられましたように、21世紀の成長産業として地域経済の活性化にも寄与するものであり、こう思います。

しかしながら、近年、観光を取り巻く環境につきましては、長引く経済不況に加えまして、全国各地の観光地間の競争の激化もございまして、一段と厳しいものであると、こういうふうに思っております。

しかし、こういう厳しい環境下にあるときでありますからこそ、人々を引きつける、真に魅力ある地域をつくり上げていくということが重要でございます。その上で、産業としての観光を確固たるものにしていくということが重要であると、こう考えます。

そこで、観光環境変化に的確に対応いたしまして、三重県が魅力ある観光

地としてこれからも選ばれ続けるために、御指摘がありました三重県観光振興条例、これは仮称でございますが、これの制定に向けて現在検討を進めておるところでございます。

この検討におきましては、幾つかの視点が必要でございます。

一つは、地域主権の活用や地域の魅力の再発見を通じまして、郷土への誇りと愛着を醸成するといった、いわゆる社会的効果といった視点。それから、二つ目には、観光振興によります地域経済の活性化という経済的な効果という視点。さらには、今、伊勢神宮の入り込み客の御紹介もありましたけれども、これは、平成25年に式年遷宮という最も大きな規模の時期が来るわけでございますけれども、御指摘がありましたように、遷宮後も持続をしていくという、そういう強靱な観光構造を構築していくという、そういう視点、これは観光の構造変革という視点と言えらると思います。こういう様々な視点がございますので、こういった視点から検討を深めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

なお、お伊勢参りにつきましては、日本人の旅の原点とも言われまして、本県というのは旅する人々のあこがれの目的地であったわけでありまして、こうした三重県の特長や独自性等についても条例の中にあるような知恵、工夫として盛り込んでいけたらと、こう思っておりますので、検討をしてまいりたいと、このように思っております。

制定に当たりましては、多くの関係者との間で意見交換をし、そして、共通認識をはぐくんでいくということが重要でございますから、これまでに有識者からなる懇談会を立ち上げておりますが、それぞれの関係者からの意見聴取とか、あるいは講演会の開催等を通じまして機運の醸成等にも取り組んでおるところでございます。

今後につきましても、市町や関係団体はじめ、事業者や県民、また、議会からも御意見をいただくとともに、第三次戦略計画の策定状況も踏まえながら、適切な時期にこの条例について提案できるように、さらなる検討を加えてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、これまでの観光振興の取組につきまして、これは式年遷宮を目標年次といたしております、おおむね10年間の三重県観光振興プランに基づきましてこれまで戦略展開を図ってきたところでございますけれども、国におきましては、新成長戦略におきまして観光分野が経済成長の柱に位置づけられたところでございまして、今後、式年遷宮の好機を生かしました一層の取組の強化が必要であると、こういうふうと考えております。

幾つかの取組の柱になるようなものがあるかと思いますが、その一つ、外国人観光客の誘致ということにつきましては、経済発展著しい中国をはじめ、台湾、韓国などの東アジア、それから欧州など、こういったところをターゲットにいたしまして、伊勢神宮、真珠、忍者、F1、熊野古道など、すぐれた観光資源を活用しまして誘客活動をこれまでも進めてまいりました。誘客活動と観光地づくりの強化を進めるために、新たに外客プロデューサーを設置いたしますとともに、国や近隣自治体等と連携いたしましたビジット・ジャパン地方連携事業も活用いたしまして、個人旅行者の誘致や海外メディアの取材受け入れなどに努めてきたところでございます。

今後も、国や県内外の観光関係者等と連携を深めながら、海外からの誘客により一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、伊勢湾フェリーについても少しお触れになりました。

伊勢湾フェリーにつきましては、道路にかわる交通手段だけでなく、鳥羽や伊勢志摩の観光振興に寄与する道路といたしまして大変重要な役割があると認識しております。10月以降も運行を継続する方向で、今、取組を進めておるところでございますけれども、三重県としても愛知県や鳥羽市、田原市と連携を図りながら、観光商品を開発するなど、フェリーを利用した観光客の誘致に努めてまいりたいと考えております。

それから、式年遷宮についてであります。御紹介ありましたように、今、伊勢に来られる方が大変増えておることとございまして。式年遷宮はさらにこれから来訪者が増えていく誘客の絶好の機会であると、こう思っております。おっしゃったように、その効果を伊勢志摩地域はもとより、県内各

地に波及をさせて、三重県内での滞在日数を増やしていくということが重要だと考えております。先ほども条例のことで触れさせていただきましたが、式年遷宮後も持続する強靱な観光構造、これを目指してまいりますとともに、第三次戦略計画の中におきましても、式年遷宮に向けまして、その情報発信力、あるいは集客力を生かした誘客の拡大を図ってまいります。

加えて、県内各地の歴史、文化、食、美しい自然景観などの観光魅力を活用しながら、周遊性、滞在性を高め、遷宮後も持続する観光地の実現をぜひ目指していきたいと、こう考えておるところでございます。

残余につきましては、担当部長のほうからお答え申し上げます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 第二伊勢道路の開通とあわせて伊勢二見鳥羽有料道路、伊勢二見鳥羽ラインと申しますが、その無料化についてお答えいたします。

現在、整備中の第二伊勢道路でございますが、これはラインの途中から鳥羽の白木に向けて7.6キロの地域高規格道路として整備しておりまして、25年の遷宮までの供用を目指しております。

第二伊勢道路が開通した時点でございますが、その時点で例えば伊勢自動車道の無料化が続いているとすると、第二伊勢道路も無料でございますので、その間に有料の伊勢二見鳥羽ラインが挟まれるという状況になります。

このラインの無料化の実施に当たりまして幾つか検討課題があると認識しておりますが、その中でも、このライン建設時、これは前回の遷宮のときですが、50億円ほど借入れをしております、それを今現在料金収入で償還しているという状況でございます。第二伊勢道路の開通時の平成25年においてもまだ一定額の未償還額がある。この無料化には、この償還に充てる財源をどう確保するかということが課題かなと思っております。

開通時にあわせてラインの無料化につきましては、今後の財政状況とか、伊勢志摩地域の幹線道路ネットワークの整備とか、サービスのあり方等も含めて検討すべき課題であると認識しております。

以上でございます。

〔41番 中村進一議員登壇〕

41番（中村進一） ありがとうございます。

伊勢道路の延長というふうになっておりますので、先ほどの道路の問題につきましては、この地域の思いというものももう少し様子を見たいというふうに思っておりますし、ただ、あそこを取っ払うということが観光に非常に好影響を与えるということははっきりしておりますので、引き続き御努力いただきたいというふうに思いますし、観光振興条例につきましては聞かせていただきました。きちっと計画を立てて、早目につくっていただくように申し上げておきたいというふうに思います。

時間がございませんので、最後の質問に入らせていただきます。

三重県の宝であります日本一の清流宮川を守れという、こういう質問をさせていただくわけでありますけれども、この宮川はなぜ宝かといいますと、平成3年、平成12年、平成14年、15年、16、18、19、20、21年と日本一の清流を維持しているんですね。そのために、今、県は宮川ルネッサンス事業を始めて、そして協議会をつくって現在まで至っているわけでありますけれども、この計画が平成22年度で終わるといふふうに聞いております。この状況を、日本の宝を維持するということの大切さというのをどの程度県はわかっておられるのか。私は引き続き、人材派遣も含めて、今の状況を強めるか、そして、続ける、そういったことを期待しておりますけれども、そのことにつきまして、今日、映像も持ってきましたけれども、ちょっと触れませんが、宮川ルネッサンス事業、協議会、これを引き続き進めていくということの思いを知事のほうからお答えいただければありがたいというふうに思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 宮川流域ルネッサンス事業につきましては、お話にありましたように、平成10年12月に策定をしました基本計画、そして、4年単位で策定をする実施計画に基づきまして、この豊かな自然とすぐれた地域資源

を持ちます宮川流域を日本一の清流を持つ地域として次の世代に引き継いでいくということで、いろんな事業をやってまいりました。

この評価につきましては、さっき御紹介ありましたように、この10年間の間に8度、清流日本一というようなことになるなどのいろんな成果を生み出してまいりましたし、広く内外の住民の理解と共感を得てきたと考えております。

計画は終了するという事になってまいりますが、現在、地域が主体となって計画を策定するとともに、この事業を継続していけるように流域の市町と検討をしておるところでございます。県としては、この新たな協議会の中で多様な主体の一員としてしっかり参画いたしまして、地域主体の取組を支援してまいりたいと、こう思っております。

今後、引き続き各部局連携のもとで、地元とも連携しながら支援の仕組み等について協議をしていきたいと、こう思っております。

議長（三谷哲央） 中村議員、簡潔に願います。

〔41番 中村進一議員登壇〕

41番（中村進一） 知事の息子さんの話から入りまして、第三次戦略の話、そして、また、三重県の宝を守っていただきたい、そういった思いを申し上げました代表質問でございましたが、それぞれに知事から丁寧な御答弁をいただきましたので、ぜひそれを守っていただきますようお願いを申し上げまして、私からの代表質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 34番 岩田隆嘉議員。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇・拍手〕

34番（岩田隆嘉） 自民みらい会派、伊賀市選出の岩田隆嘉でございます。議長のお許しをいただきましたので、会派を代表して質問をさせていただきますと存じます。

知事には、今議会は、知事自身の個人的な事案とはいえ心重いものがあるうと存じますが、言ってみれば、186万県民の父とも言うべき公僕の身であり

ますので、真摯な態度で今後の県政の諸課題に立ち向かっていただきたいな、このように思っております。先ほどからは、ああして中村議員のほうから御子息の件につきましてはいろいろと御質問がありました。重複を避けさせていただきますたいと思ひまして、私からは知事のはやり県民に対する政治姿勢についてお伺いをいたしたいと思ひます。

先日実施されました民主党の代表選挙におきまして、菅首相が再選を果たされ、首相として引き続き国政を担うことになりました。近年、我が国においては、医療や年金、雇用など、セーフティネットのほころびが顕在化し、貧困や格差が拡大するとともに、一昨年の世界的な経済危機により、これらが増幅されて国民の間には不安感や閉塞感が漂っております。こういった中、昨年、国政において民主党政権が誕生し、子ども手当、高校授業料の実質無償化、農業の戸別所得補償、高速道路の無償化、事業仕分けをはじめ、民主党が掲げられたマニフェストの実現に向けた取組が進められております。

しかしながら、鳩山前首相の普天間基地移設問題での迷走や、御自身の政治資金に関する問題から、就任1年を待たずに辞任、菅首相のもと執行された今夏の参議院議員選挙では民主党が惨敗をし、衆参両議院における、いわゆるねじれ現象が起き、今、また、党を二分する代表選挙が実施され遺憾を残すなど、国政における混乱が続いていると思っております。

しかしながら、厳しい雇用・経済情勢に加え、欧米を中心とする海外景気の減速懸念や円高、デフレへの対応、セーフティネットの再構築、膨張を続け、ついには1000兆円を超えた国と地方の債務を解消するための財政の健全化、アメリカをはじめとする諸外国との協調関係の構築など、内外に課題が山積する中、党利党略ではなく、どうこの課題に対峙するかを示すのが今の政治に課せられた役割だと思ひます。

県内においても様々な課題に直面をいたしております。

先月、三重労働局から発表された7月の県内有効求人倍率は0.59倍と、前月と同水準であり、地区別では、最も高いのが津地域の0.77倍、最も低いのが伊賀地域の0.38倍と、リーマンショック以降、厳しい状況が続いておりま

す。

地域医療もしかり、伊賀地域では救急対応の確保に難しい状況が続いております。こういった課題のほかにも、少子・高齢化社会への対応、環境問題、限界集落、中心市街地や住宅団地の空洞化、大規模災害や近年のゲリラ豪雨への備えなど、これらに対応した地域づくりが求められております。

こういった中で、野呂知事は、平成23年からスタートする県民しあわせプラン第三次戦略計画（素案）を公表されました。県民しあわせプランを作成されたのが知事就任1年経過後の平成16年でした。みえけん愛を育む“しあわせ創造県”、県民が主役となって築くを基本理念として、10年後を見据え、これまで二度にわたり戦略計画を策定し、様々な施策を進めてこられました。

私は、行政は継続性が重要だと思っております。もちろん、旧態依然がよいということではなく、やはり一本筋が通ったものが必要だと思えます。本県の場合、県民しあわせプランの基本理念を実現に向けて、今回の第三次戦略計画を策定することは当然のことと思えますし、文化力や新しい公、地域政策を基本的な考え方として位置づけた上で、県民が将来に希望を持って暮らしていけるような希望の舞台づくりに取り組もうとされていることは理解できるものでございます。

そこで、知事にお伺いをいたします。

行政の継続性という観点から、県民しあわせプランの基本理念を踏まえて、今後、4年間の取組をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

また、厳しい雇用・経済情勢への対応、地域医療の再構築や自然災害への備えなど、安全・安心に向けた取組、人と人のきずな、人と地域のきずなの再構築に向けた取組など、社会経済情勢の変化にどう対応していかれるのかお伺いをいたします。

次に、地域主権社会の実現について伺います。

野呂知事におかれては、まさに時代の峠に直面している今だからこそ、個々の制度の枠組みではなく、この国のあり方を明らかにする必要があるとして、全国知事会のこの国のあり方研究会の座長に就任され、取りまとめられた報

告書において、峠の向こうに将来に希望を持って生きられる社会の実現を提案され、国政に一石を投じられました。

一方、民主党は、昨年の総選挙のマニフェストにおいて中央集権から地域主権へとうたい、地域主権戦略会議を設け、地域主権改革を推進しているところです。地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換していくためのものとしております。

菅首相は、住民参加による行政や、地域社会を実現するものが地域主権であると位置づけ、この実現のためには補完性の原理に基づく地域主権改革の推進が不可欠であり、この改革は国のあり方を根本から見直すものとしております。

私としましては、野呂知事が示されたこの国のあり方研究会の報告をはじめ、地方の意見を組み入れるなど、菅首相や民主党政権と議論を闘わせながら、ぜひ真に地域が望む地域主権改革を進めていただきたいと考えております。

さて、菅首相は、地域主権社会の実現に向け、この6月に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、具体的な取組を、リーダーシップを発揮し各論の議論をさらに深め、確実に進めていくとされております。また、6月11日に所信表明演説でも、特区制度も活用しながら権限や財源の移譲を進めることとしております。

例えば、保育所や特別養護老人ホームなどの福祉施設などの設置や運営に関しては、現在は施設の設置管理基準において従うべき基準が定められるなど、詳細にわたって全国一律の基準が定められております。しかし、こうした全国一律の基準についても、私は、今後は、安全や衛生などを確保した上で既存施設を活用するなど、地域の実情に応じた取組を可能にするなど、地域の発意と責任で取り組めるようにすべきだと考えております。それが地域

主権社会のあり方だと思えます。

今後、国において、国と地方の協議の場の設置に関する法律案など、地域主権三法案の早期成立と地域主権戦略大綱に基づく地方自治体への義務づけ、枠づけの見直し、ひもつき補助金の一括交付金化、基礎自治体への権限委譲、国の出先機関の抜本的な改革について推進されることとなっております。

そこで、お伺いいたします。

国のこういった動きを知事はどのように評価しているのか。また、三重県として国の動きに対して具体的にどのような取組をしていくのか、他府県や全国知事会とどのように連携されるのかも含めてお答えをいただきたいと思えます。よろしく願います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、第三次戦略計画について、行政の継続性という観点から、今後4年間の取組についてどう考えているのかということですが、三重県の県政運営の基本になります総合計画県民しあわせプランは、おおむね10年先を見据えました県政の目指すべき将来像とその実現のための道筋を示したものでございまして、平成16年3月に県議会の議決を経て策定いたしましたものでございます。

戦略計画は、この県民しあわせプランのみえけん愛を育む“しあわせ創造県”を県民が主役となって築くという基本理念を具体化するための中期の実施計画でございまして、これまで二度にわたる戦略計画を策定し、政策を展開してきたというところでございます。

現行の第二次戦略計画の計画期間は、平成22年度をもって終了するというところでございますので、平成23年度以降も県政の山積いたします課題に対して切れ目なく対応していくというために、県議会の議決に基づく総合計画の実施計画として、第三次の計画づくりを進めているところでございます。

我が国は今、時代の峠に直面をしております、県民の皆さんの間には、経済や暮らしを取り巻く様々な側面で不安感、あるいは閉塞感が漂っているところでもあります。こうした状況を克服していくためには、将来に希望を持

って生きることができる社会を目指すという視点が大事でございます。このため、素案におきましては、県民しあわせプランの基本理念のもと、県民一人ひとりがライフステージに応じまして将来に希望を見出し、希望の実現に向けて多様性と創造性に満ちた活動をすることができ、また、安全で安心な暮らしを営むことができ、家族や地域など、様々なきずながはぐくまれ、助け合いや支え合いがなされている希望の舞台づくりに取り組んでいくことが重要であると考えております。

この希望の舞台づくりに当たりましては、文化力、新しい時代の公、それから地域政策、この三つの考え方をベースに政策を展開していくということとしております。すなわち、希望の舞台づくりを県民の皆さんや地域とともに進めていくというために、文化力に基づく政策を新しい時代の公にふさわしい進め方で展開をいたしますとともに、市町をはじめとする地域の多様な主体と連携、協働しながら、地域政策を推進していくことであると考えておるところでございます。

それから、厳しい今の雇用・経済状況についてどう対応していくのかということについて御質問でございました。

社会経済情勢の変化に対応していくというためには、まず政策、事務体系につきまして、これまでの実績や課題を踏まえながら、文化力、新しい時代の公、地域政策の視点から、体系そのものや、あるいは目標項目などについて見直しを行うということで、県民の皆さんのニーズに的確に対応してまいりたいと考えております。

また、限られました行政経営資源、これをより効果的に投入していく選択と集中の仕組みといたしまして、二つの重点的な取組を進めていきたいと考えておるところであります。

一つは、県民の皆さんの不安や不満を解消し、目指すべき三つの社会像を実現する上で、特に重要かつ緊急に対処すべき課題を解決するためのものとして、重点事業を位置づけておるところであります。

それから、もう一つ、人と人、人と地域、人と自然など、多様なきずなの

維持、再生を進めるということで、地域の活力や魅力を向上させ、活気があり、安全で安心して住み続けられる地域を創造するため、全庁的に展開をいたします「美し国の絆プログラム」を位置づけて実施していきたいと考えております。こういった取組によりまして、厳しい財政状況の中にありますけれども、県政の重要課題に的確に対応していけるものと考えておるところでございます。

それから、地域主権社会の実現に向けて、いろいろ国の取組がありますけれども、その評価、あるいは県としてどう取り組んでいくのかということについてであります。

これまで、地方分権の推進につきまして、様々な議論や取組が行われてきておるところでございますけれども、これまでの取組、例えば、私がだましの三位一体改革と、こう申し上げてきたような、地方が望むような形とか内容で進んできたとは決して言えないところでございます。

本年、菅内閣誕生直後、6月22日に地域主権戦略大綱が閣議決定をされまして、地域主権を強力に推進していくという姿勢も明確に示されてまいりました。そういう意味では、こういったところを評価いたしますとともに、今後の推進に当たりましては政府が責任を持って、この地方分権については断固として進めていただくよう期待をいたしたいと、こう思います。

なお、全国知事会で取りまとめましたこの国のあり方について、この中でも明らかにいたしましたように、地方政府こそ、実は地域のニーズ、こういったものがしっかり把握できるわけございまして、こういうものにこたえて地方政府が行政サービスを提供していくというためには、権限や財源を地方へ大幅に譲渡していく、移譲していくということが不可欠でございます。

そういう点を踏まえまして、三重県として今後とも国の動向を注視いたしまして、地域主権社会の実現、あるいは地域主権改革の推進、こういったことに向けまして積極的に提言活動を行ってまいりたいし、全国知事会や他府県とも緊密に連携を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、地方が長年要望してまいりました国と地方の協議の場の法制化、あ

るいはいろいろ具体的な例示も岩田議員のほうからもお話がありました、義務づけ、枠づけの見直しなどにかかります地域主権関連三法案、これは、今、継続審議になっておるところでございます。これらの三法案については、地域主権社会の実現に極めて重要なことでございます。一日も早い法案の成立を望んでおるところでございます。

私自身も、一昨日、休日でありましたけれども、全国知事会のほうで、こういった今後の方向についてどう対応していくかということで戦略会議を持ちまして、その中で議論をしてきたところでございます。今後、三重県としてもしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っております。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

34番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

第三次の戦略プランにつきましては、これから先、4カ年ということで、知事が先ほど来期のことはわからないというお答えでございましたが、しっかりと将来を見据えた中で、やはり行政、政治は住民の方々に夢と希望を与えるという意味からも、しっかりと取り組める体制をつくっていただきたいな、このように希望しておきたいと思います。

地域主権につきましては、やはり地方との協議の場ということで、県とあるいは市町との協議の場もこれからは持って、そんなところで地元にあったいろんな地域の主権を生かすというようなことに取り組んでいただければなというふうに希望をしておきたいと思います。

それでは、次に、平成23年度国の予算編成と本県への影響についてということでお伺いしたいと思います。

先般、8月末に、国の各省庁から財務省に平成23年度国家予算の概算要求が提出されました。その概要については新聞等で報道されておりますが、この中で、本県財政への影響についてお伺いいたします。

7月27日に閣議決定された平成23年度予算の概算要求基準は、新成長戦略を着実に推進し、元気な日本を復活させるために極めて重要な予算であると位置づけ、予算の重点配分を行う仕組みとして、新たに1兆円を相当程度超

える規模の元気な日本復活特別枠が設定される一方、年金、医療等の社会保障費や地方交付税を除く総予算組みかえ対象経費については、前年度からの1割削減を求めています。この国債償還費用を除き、約71兆円の歳出枠を堅持し、国債発行額も22年度当初予算の約44兆円を上回らないこととしております。

こうした概算要求基準に基づき、8月末に締め切られた平成23年度の国の一般会計予算は要求総額96兆7465億円に上り、昨年度の要求額95兆380億と比べ1.8%の増となり、2年連続で過去最大を更新しております。

政府は、6月に決定した財政運営戦略に基づき、平成23年度の新規国債発行を22年度並みの約44兆3000億円に抑える方針で、また、政府の試算では、平成23年度の税収と税外収入の合計は約43兆7000億円になるとの見込みであります。歳入全体の見通しと今回の要求総額には8兆7000億円程度の開きがあり、さらに概算要求の切り込みには困難が予想されることから、歳入と歳出の帳じりを合わせるのには容易ではないと思います。

また、新設された元気な日本復活特別枠に対して各省庁からの要望が殺到し、総額で2兆9445億円と見込みを大幅に上回っております。今週に行われる予定の政策コンテストにおいては、優先度の高い政策に絞り込み、特別枠の配分は首相が決めるとされておりますが、どういう基準でもって優先度を判断されるのか、地方の声も十分聞いた上で基準を明確にするように望むところです。

その中で、総務省の概算要求と同時に発表された平成23年度地方財政収支の8月仮試算を見てみますと、歳出では給与関係経費が22年度に比べ、人事院勧告等を反映し、2.4%、5000億円の減となる一方、22年度に創設された約1兆円の地域活性化・雇用等臨時特例費は、同額で他の経費に移しかえられるほか、社会保障費の自然増に対応するため7000億円が確保されております。

歳入では、地方税は22年度に比べ1.3%、4000億円の増を見込んでおり、地方交付税については22年度とほぼ同額の16兆9000億円が要求をされたところです。

このように、6月に閣議決定された財政運営戦略に定める中期財政フレームや概算要求基準と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対抗する地方財政確保のため、地方の一般財源総額については実質的に22年度の水準を下回らないように配慮され、今回、地方財政収支の試算における一般財政総額59兆4000億円と、22年度と同様の水準で要求をされております。

しかし、地方交付税の算定上、平成23年度も22年度とほぼ同額の10兆円を超える財源不足が見込まれますが、その対応として、昨年度に引き続き、国負担分については国税五税の法定率分を引き上げるといった事項要求となっており、今後の国の予算折衝の中で決定されることになっておりますが、極めて実現性が乏しく、地方にとっては懸念される材料となっております。

一方、地方負担分については、地方が臨時財政対策債を発行することで穴埋めすることが予想されますが、地方債の発行による県債残高の増加が懸念されます。

今回の地方財政に係る概算要求については、今後の経済情勢の変化や税制改正の動向など、12月までの国の予算編成作業の課程で状況が変化していくものと考えられますが、三重県にとって貴重な一般財源である地方交付税がカットされ、必要な県民サービスの提供ができなくなることも危惧されます。

そこで、今後、地方が必要とする一般財源総額及び交付税の確保についてどのように取り組まれるのか。ふだんであれば総務部長にお答えをいただくところですが、今回はあえて知事にお聞かせをいただきたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 先ほども少し触れましたが、一昨日、全国知事会の戦略会議というのをやっておりまして、その会議の中でも、今後、知事会として、国の新しい内閣がスタートしたばかりの状況でありますので、そういった状況もいろんな情報を集めながら、分析をしながら、どういうふうに対応していくのか相談をいたしておるところでございます。

また、いろいろと岩田議員が触れられましたことにつきましても、これから実際に12月の予算編成に向けてどういうふうな形になっていくのか、それ

から、それぞれ議論されております制度の設計につきましても大きな議論になる問題がたくさんございますので、そういった全般の状況につきまして、全国知事会とも連動をしながら取組をやっていきたいと、こう思っております。

特に、地方財政のことについてもお話がございましたが、総務省の23年度の概算要求につきましては、平成22年度とほぼ同額の16兆9000億円が要求されておるところでございます。これまで三位一体改革等で削減された地方交付税、これの復元を我々は強く要請をしまいいりました。地域経済を活性化し、元気な日本の復活を図るということで、こういうことから1兆4850億円に上る別枠の加算が平成22年度と同様に要求をされているということによるものでございます。

また、一般財源の総額につきましても、社会保障費の自然増に対応する地方負担として、7000億円の財源確保を含めまして地方の安定的な財政運営に必要となる額を実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することとしておりまして、こういったことについては一定評価ができるものと考えておるところでございます。

本県といたしましては、今後の経済情勢の推移を見きわめながら、国の税制改革、それから予算編成の動向、注視を十分いたしていきながら、先ほども申し上げましたが、全国知事会とも連携をいたしまして、一般財源及び地方交付税の総額が確実に措置をされるように国に対して強く要望をしまいいりたいと考えております。

それから、これは岩田議員のほうからはお触れになりませんでしたけれども、県独自の取組という形で、一般財源の大宗を占めます県税収入の確保ということについても大変重要でございます。このため、今年度から、個人住民税特別滞納整理班を設置いたしまして、市町と協働して、地方税法第48条に基づきます個人住民税の直接徴収を実施しておるところでございます。8月までの5カ月で約3億9800万円を処理いたしまして、既に約1億7400万円を徴収したところでございます。

また、個人住民税の普通徴収から特別徴収への加入促進につきましても、市町と協働しまして、強力に推進をしておるところでございます。

さらに、未利用の県有財産の売却でありますとか、一般競争入札によります自動販売機設置場所の貸しつけなど、額は国のこういった交付税とは非常に少ない額のものでありますけれども、やはり多様な収入の確保についても引き続き県としても取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

34番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

知事から県税収入についても、これからは多様な税収を望んで多岐にわたって取り組んでいくということでございますので、やはり出るを制して入るを図るという意味からも、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に、産業政策の推進についてであります。北川知事時代に策定した県の総合計画である三重のくにづくり宣言では、広範な行政課題に対する施策の目的を県民にわかりやすくするため、大幅な体系の見直しが行われました。その考え方は、野呂知事になって作成した県民しあわせプランにおいても踏襲をされております。

また、県の組織機構についても、社会経済情勢等の変化を踏まえ、行政課題に迅速かつ総合的に対応できる組織体制の構築に向け、必要な見直しが行われてきたところであります。

こうした見直しの中で、農林水産業の1次産業を所管する部局についても、平成10年度の組織改正において、第1次、第2次及び第3次産業間の相互連携による県内産業の相乗的な振興を図るため、それまでの農林水産部と商工労働部を再編し、産業政策を担う農林水産商工部が設置され、雇用、就業対策は生活部が担うことになりました。

また、平成16年には、林業基本法の改正等も踏まえ、農林水産商工部が所管していた産業としての林業振興部門を、森林保全を所管する環境部に移管し、森林に係る事業展開を総合的かつ一体的に進めることとされたところで

す。

このような組織体制は、第1次産業と第2次、第3次産業との連携を進める農商工連携などの新たな取組を進める上で一定の成果が認められる反面、農山漁村地域を支える基幹産業である第1次産業の一体的推進体制が弱まったのではないかとも思われます。

また、一昨年のリーマンショックに端を発した世界的な経済不況に対応するため、三重県においても緊急雇用・経済対策を最優先の課題と位置づけ、雇用、経済、生活の三つの対策を柱とする三重県緊急雇用・経済対策推進方針を打ち出して、これまで八次にわたる緊急雇用・経済対策に取り組んできたところですが、中小企業対策を担う商工部門と雇用対策を担う労働部門が部をまたがるために、景気対策と雇用対策の連携が不十分であるかのように思われます。平成10年当時は、産業という切り口で部を大きくりにし、団体等の指導、監督部署の一元化など、農林水産と商工の施策手法をそろえるねらいもあったと思われませんが、その後の社会経済情勢が激変する中で、次期戦略プランの検討とあわせ、庁内の組織改革が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

県内の経済情勢は、輸出や生産などで一部持ち直しの動きが見られるものの、最近の円高、デフレ基調の進展により、景気の二番底が懸念されるなど、景気の不透明感が増しており、消費や雇用情勢は依然として厳しい情勢が続いております。有効求人倍率も、申し上げたとおり、低い水準のままです。

申し上げるまでもなく、雇用と経済は表裏一体の関係であり、それぞれの対策は密接に関連してこそ、その効果が発揮できるものです。しかしながら、今の組織体制では、雇用対策は主に生活・文化部が、経済対策は主に農水商工部が担っており、幾ら全庁的な合議体をつくったとしても、細部の連携になるとやはりおのおの部の考え方があり、うまくいかない部分も出てくるかなと思います。

また、もちはもち屋で、雇用対策を行う生活・文化部は求人情報提供や雇

用創出に向けた支援などは行っておりますが、中小企業への雇用の掘り起こしなどは弱いと思います。一方、中小企業対策を担う農水商工部は、企業とのつながりは強いが、雇用対策まではフォローできないのではないのでしょうか。

また、一方、国において中小企業憲章が閣議決定され、改めて中小企業の役割の重要性を示すとともに、今後の中小企業政策の指針を具体的に示し、国を挙げてその政策を強力に推進していくことを宣言いたしました。

県においても強力に進める必要があると思いますが、要は、どこが責任を持って行うかということであろうかと思います。やはり組織が一本化しているほうが都合がいいと思います。今、雇用・経済対策や中小企業対策が最優先課題であるからこそ、景気対策、雇用対策、中小企業への重点的な対応のため、商工労働部を設置してはいかがでしょうか。

次に、第1次産業についてであります。農山漁村地域では、過疎化、高齢化の進展が著しく、いわゆる限界集落をはじめとする中山間地域では集落の維持すら困難になりつつあります。そのような地域では、農林水産業が基幹産業であり、それに携わる担い手は、農業、林業、漁業を別々に行っているのではなく、複合的にかかわることにより、地域のコミュニティーを維持しているのが現状であると思います。

また、農林漁業は、農地、山林、漁場など、地域に密着した産業分野であるとともに、防災や環境保全など多面的な機能を有しており、集落などの地域活動との関係が非常に深いことから、政策を考える上でも課題や対応、手法が似通っていることから、一体的に行うほうが効果的であると思います。農、林、水の連携を進めるため、組織の一本化を検討してはいかがでしょうか。

次に、農業振興条例の具体的な推進についてであります。近年、国産食料に対する消費者ニーズが高まる中、水田農業を基幹として第二種兼業農家を主体とする農業構造を持つ三重県農業においては、急激な農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増大、鳥獣害被害の拡大により農地の維持

が困難になり、持続的な農業生産が懸念される状況にあります。特に中山間地域では、高齢化が著しく、農業用水路などの維持管理のための出会い作業の負担や鳥獣害被害により農業への意欲の減退など、地域の疲弊が顕著になっております。

県民が安全で安心な食や農業の有する多面的機能を楽しむとともに、地域の健全な発展を図っていくために、地域の主体的な取組による農業の持続的発展、農村の振興、多面的機能の発揮、地域経済の活性化など、農村地域の活力を再生することが必要であり、そのためには行政の強力なかわりが必要であると考えます。

これまで農村地域に入り込んで、技術的指導のほか、地域の担い手や地域リーダーを育成するために、県の普及員がその多くの役割を担ってきました。しかしながら、農業生産の減少傾向に呼応するように普及員も減少していますが、特に北川知事時代に普及員が大幅に削減されたと記憶をいたしております。

実は、先日、農村地域で農業の活性化に熱心に取り組んでおられるリーダーの方たちから、県の農政についての御意見をお伺いする機会がありました。その中で、これから地域の農業や農村を活性化していくためには、地域をまとめ、引っ張っていくリーダーを増やしていくことが大変重要で、県の普及員の方たちがいろんな場面で地域にかかわってもらい、いろんな相談をする中で進めることができた。地域を元気にしていくためには、そのようなかわりを今まで以上に強化してほしいという御意見がありました。大変重要な意見であると思っております。

地域が疲弊している今こそ、県が先頭に立って、普及員など、県の持つ人材や情報を活用し、市町、団体と連携しながら積極的に地域に入り込むなどのソフト面での支援が大変重要だと思います。

現在、県では、三重県食を担う農業及び農村活性化に関する条例の制定に向け検討をされているところですが、条例の目標とするところの、食に対する県民の期待にこたえ、将来にわたり農業を持続的に営むためには、地域の

主体的な取組を促していくことが重要です。地域でこうした取組を展開していくために、県はその進め方や体制について、具体的にどのように進めようとしているのかお聞かせをください。

次いで、農業農村整備事業の予算確保についてであります。

農業の持続的発展や農村活力の維持向上のためには、経営の規模拡大や効率化、意欲や経営感覚を持った担い手の育成確保はもとより、水源の涵養、国土保全などに重要な役割を担う農業用水のパイプライン化や用排水路や農道の土地改良施設の整備のほか、老朽化が進む農業用施設の長寿命化など、ハード面の整備も大変重要です。

しかしながら、昨年秋の政権交代により、民主党が掲げるコンクリートから人へのスローガンのもと、真に必要なハード事業が大幅に削減され、農村地域では国が掲げる食料自給率50%の目標どころか、農業の維持すら困難になるのではないかと大変な不安を抱いております。

このような中、国の平成22年度の公共事業予算は、対前年比で、国土交通省が85%、農水省が約65%と大幅に削減されました。農水省の内訳を見ると、林野公共も水産基盤整備も、新たに創設された農山漁村地域整備交付金を合わせると、おおむね対前年比85%となっておりますが、農業農村整備事業は対前年比約50%となっております。

県の農業農村整備事業は、平成22年度当初予算は、国の影響から、対前年比75.4%となったものの、国の平成21年度予算を活用した2月補正を組むことにより、実質的には対前年比101%を確保されたところです。

果たして、平成23年度の国の公共事業の概算要求については、各省庁から前年度並みの要求が出されている状況ですが、このままでは、本県の農業農村整備事業予算は半減することになります。県として農業農村整備事業予算の確保についてどのようなお考えでしょうか、お伺いいたします。

また、農業や水産では、消費者の嗜好の変化への対応や、病虫害や温暖化などの環境変化に対応する品種の改良、開発や技術革新など、個々の生産者では到底できないことが多く、県の研究所の役割は非常に重要であると思い

ます。また、そのような科学技術研究は、生産者や産地に普及し、実用化されてこそ、その目的が達成できるものだと思います。

近年、農業研究所では、米の作期分散をねらった、みえのえみや、みえのゆめといった米の新品種や、新たに酒米として期待される神の穂など、三重県独自の品種が開発されております。これまでの研究成果を高く評価するとともに、普及拡大に向け大いに期待されるところですが、例えば神の穂では、酒に加工する際に米が割れてしまうといったような課題もわかってきております。今後の品種改良や新技術開発に当たっては、食品加工を研究する工業研究所や大学、加工事業者などと連携がますます重要になってくると思います。

また、水産分野では、水産資源の減少により、世界的に資源管理のあり方に注目が集まっている中で、安定的に水産物を生産するため、獲る漁業からつくり育てる漁業や資源管理型漁業への転換が叫ばれるとともに、漁場環境の保全に関心が高まりつつあります。

県の水産研究所では、イセエビの人工飼育に世界で初めて成功したほか、新たな養殖魚種であるマハタ、クエの養殖技術の開発など、研究段階での技術革新が進んでいますが、それらの成果を実用化につなげるための取組や、英虞湾での干潟再生やアサリ資源の回復など、海面、内水面における漁場環境保全、再生技術の開発や生物多様性の保全にかかわる研究についても今後の発展が期待されます。

このような技術革新は、疲弊する1次産業を再生し、もうかる産業に転換する上でも重要です。しかし、このような研究には長い年月の積み重ねが必要であり、さらに、その実用化に当たっては、生産者への普及はもとより、加工研究や商品化を行う事業者との連携が必要になってくると思いますが、農水部門での実用化を目指した取組を今後どのように進めていくのか、以上、御答弁いただきたいと存じます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） まず、商工労働部、あるいは農林水産部門の組織のこと

についてお話がございました。

県の組織をどのように編成していくかということにつきましては、様々な考え方、とらえ方があるのだらうと思います。産業政策につきましては、産業全体としてとらえるのか、第1次産業でとらえるのか、あるいは、公益的機能の側面をどう考えるのかなど、様々な視点がございます。

また、雇用政策につきましても、商工政策と一体としてとらえるのか、生活者、勤労者の立場からとらえるのかといった視点がございます。

本県におきましては、農水商工部を設置いたしまして、産業間の相互連携による相乗効果を生み出す総合的な産業政策の展開を図ってきておるところでございます。今後も、産業間の相互連携を進めるといことが県内産業の発展に有効であり、効果的であると考えておるところでございます。

一方、雇用政策についてでありますけれども、雇用の場の確保に加えまして、例えば男女共同参画の推進であるとか、若年者の職業や勤労に対する意識の醸成など、生活者、勤労者の立場に立った幅広い視点からの取組が必要であると思います。また、障がい者の雇用といった福祉的な視点も必要でございます。

林業政策につきましては、産業としての一面もございますが、水源の涵養や、あるいは二酸化炭素の吸収源といった環境面における公益的機能を重視した施策展開と一体的に行うほうがより有効であり効果的であるというふうにも考えております。

いろいろ御指摘がありましたけれども、組織のあり方ということについては、いろいろな考え方があろうかと思いますが、先ほどから申し上げてまいりましたような考えで、現行の枠組みを基本としながら、横串の刺し方については、部門間の連携をさらに密にしまして、各政策の推進を図っていきたい、こう考えております。

県の最優先課題であります緊急雇用・経済対策につきましては、庁内に三重県緊急雇用・経済対策会議を設置いたしまして、江畑副知事を中心といたしまして、部局横断的に取組を進めておるところでございます。

また、本年2月には、官民が一体となった三重県雇用・経済危機対策会議、こういったものも設置いたしまして県と関係機関、団体等が連携をして取組も進めておるところでございます。

また、議会からもいろんな御指摘がありますけれども、例えば条例であるとか、いろんな計画をつくる際にも、そういった部門を超えた連携、こういったことをしっかり大事にしながら組んでいく、そういうことによって、どうしても、どういう組織割をしても、いろんな課題、問題を御指摘いただいたりすることについて柔軟に対応できるように組んでいくということが大事であると、こう思っております。

それから、普及員のことにつきまして、計画しております条例等との関連で御質問がありました。

本県では、県民の多様化する食への期待にこたえられる農業・農村の持続的な発展を目指しまして、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例、これはまだ仮称でございますけれども、この条例や基本計画の策定に向けた検討を進めておるところでございます。

現在、この条例に盛り込むべき基本的な施策の柱といたしまして4本ほど検討しております。

一つは、安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保。それから二つ目には、農業の持続的な発展を支える農業構造の確立。三つ目には、地域の特性を生かした農村の振興。四つ目には、農業及び農村を基点とした新たな価値の創出。以上の4点でございます。これらを軸にいたしまして、農業、農村の活性化に向けた取組をしていきたいと考えておるところでございます。

具体的な展開ですが、こういった施策の展開に当たりまして、地域の創意工夫を重視し、多様な人材や農地、農産物などの資源を地域の特色を踏まえて総合的に活用していくということが重要であると考えております。このため、まずは地域や産地などを単位に、自ら目指すべき姿や取組の方針を定めました計画が必要と考えておりまして、その策定や実施を支援していく新たな県の仕組みとして、市町や関係機関と連携をし、普及員が中心となって基

盤整備や農政を担当する職員などで構成する支援チーム体制、これを検討しておるところでございます。

今後とも、農業、農村の活性化に向けまして、地域の特色を踏まえた効果的な取組が推進できますように、条例等の検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、農業農村整備事業予算について、いろいろと御心配の向き、御指摘がございました。

本県におきましては、安全で安心な食料を安定的に供給できる持続的な農業を実現するとともに、水源の涵養など、多面的な機能を安定的に発揮させるために、創意工夫を生かした多様な農業経営の確立、農地、農業用水などの資源の確保が必要でございますから、農業農村整備計画につきましては、これを計画的に推進しておるところでございます。

しかし、御指摘にありましたように、国は公共事業予算を大幅に削減してきておるところでございます。特に来年度の農業農村整備事業につきましては大きく減少することが想定されておりまして、事業の計画的な推進に支障を来すのではないかと危惧をいたしておるところでございます。

このために、今、国に対しまして、全国知事会としても社会資本整備予算の総額確保に関する緊急声明、これを発表させてもいただいております。農業農村整備につきましては、やはり計画的な取組が重要でございますから、こういったことにつきまして国などの関係機関に強く要望をしまいたるなど、予算の確保に向けて取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。

残余につきまして担当部長のほうからお答えを申し上げます。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 私のほうから、農業、水産業部門におけます研究開発についてお答えをいたしたいと思います。

農業、畜産、水産の各研究所におきましては、農業、畜産業、水産業の活性化を図るため、県民のニーズに的確に対応できるよう、売れる品種や加工

品の開発、先進性のある技術開発などに取り組むことが重要であると考えております。

そこで、各研究所では、研究テーマごとに人材や情報が豊富な大学、食品加工や機械関連の事業者等との連携によります研究が有効であると考えております。

具体的には、議員の御質問にございましたように、酒米の新品種、神の穂につきましては、雑味のない売れる酒づくりのために、工業研究所、酒造事業者と共同で技術開発に取り組んでいますとともに、現在整備中の植物工場では、機械や資材メーカーなどと連携いたしまして、トマトとイチゴの生産性向上に関する先進的な技術開発に取り組む計画を持っております。

また、水産分野では、大学、民間事業者及び国の研究機関と連携いたしまして、マハタ、クエの種苗量産化技術及び養殖技術を開発する取組や、地元の方と協力いたしまして英虞湾沿岸の休耕地を干潟として再生するなど、海洋環境の創造に向けた取組を進めているところでございます。

このように、今後とも、県民の期待に的確にこたえられるよう産学官の連携による実用化に向けた研究や先進的な技術開発に向けた研究に取り組むとともに、その技術の普及に努めてまいります。

以上でございます。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

34番（岩田隆嘉） ありがとうございます。

研究については、今までから申し上げていることではありますが、研究のための研究ではなしに、やはり実態に合った、それが実用化に向けて初めてその成果があらわれるということでもありますので、その辺は各部署がおのおのの中で連携を密にされて、やはり生産者、あるいは消費者に向けて、しっかりとこれから先、役に立つ研究をこれからも進めていただきたいな、こんなことを申し上げさせていただきたいと思っております。

最後になりました。三重県の道路整備について御質問をさせていただきます。

道路は、県民生活、経済活動、観光などの面で重要かつ基本的な社会基盤であることはもちろん、三重県内の道路については道路改良率が72%と、依然として全国平均を下回る39位という状況であり、幹線道路、生活道路ともにまだまだ整備が必要な、十分でない状況であろうと思います。そういう状況の中、地域住民の方々からも安全な道路整備の要望を地元でも頻繁に受けております。

一方で、高度経済成長期に急速に整備された道路の橋梁などの老朽化が進んできており、現在整備されている道路の機能維持が大きな課題であるとも伺っております。

また、平成25年の遷宮を契機として、重点的に取り組んでいる幹線道路の整備についても、実現に向け重要な時期にきているのではないのでしょうか。

このように道路整備について、現行機能を維持することも含めて引き続き継続的、計画的に取り組む必要があると考えておりますが、現在の道路整備を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると思います。国の公共事業予算は、近年大幅に削減されてきており、三重県の道路整備予算も年々減少し、新道路整備戦略策定時に設定した年間270億円という戦略予算は、今年度は180億円となっており、新道路整備戦略の計画どおりの実施に必要な予算は十分に確保できていないというのが状況です。

また、平成21年度からは道路特定財源が一般財源化され、個別補助金から交付金への移行が進んできているなど、今後の道路整備の財源そのものが不透明となっていると認識をしております。

例えば、平成18年度に国庫補助事業として整備に着手した国道368号の4車線化事業は、平成21年度には地方の道路整備を対象とする地域活力基盤創造交付金事業となり、今年度は、国土交通省の公共事業を対象とする社会資本整備総合交付金事業に統合されるなど、県の道路整備の仕組みはここ数年の状況だけを見ても大きく変化をしております。

また、地域主権の動きの中で、来年度以降の一括交付金化の動きや、直轄道路への県の権限移譲など、国と県との役割分担の見直しも議論をされてお

ります。

さらに、高速道路の整備についても、整備の進め方や新しい料金制度が議論をされており、今後の国の道路整備に関する予算や仕組みは流動的で不透明であり、計画的な道路整備に支障が出るのではないかと危惧をいたしております。

さて、このような道路整備を取り巻く状況を踏まえて、まず、国や中日本高速道路株式会社が進めている幹線道路の整備の動向も注視していく必要があると考えておりますが、三重県内の高速道路や直轄道路などの幹線道路整備について、今後の県としての対応方針について伺いをいたします。

次に、県管理道路の整備については、平成15年に策定した新道路整備戦略の見直し作業を行っていると聞いております。見直し作業の中で、これまで平成19年に市長、町長や県議会議員に対し新道路整備戦略の見直しに関する意見の聞き取りを行っていますが、聞き取りから既に3年が経過しており、地元状況も変化し、要望も変わってきている部分もあると思います。

先ほどから述べてきました今後の道路整備予算や道路を取り巻く状況などを考えると、既にバイパス整備などの事業に着手している箇所について早期に完成し効果を発揮させることや、首を長くして整備を待っている箇所に早期に事業着手することなど、まだまだ多い地元の要望にこたえていくための工夫が必要になってくるのではないかと思います。老朽化が進んでいる橋梁の補修や更新を計画的に行うことにより、現状の機能を維持し、安心して利用するための対応も必要ではないかと考えておるところですが、新道路整備戦略見直しにおける考え方や配慮すべき事項について、また、今後の作業の中で、市町長や県議会議員の道路整備についての意見をどのように聞き取る予定なのか、さらに見直し作業のスケジュールはどう考えているのかについて伺いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私のほうから、県内の高速道路、あるいは幹線道路の整備についての今後の方針について申し述べたいと思います。

三重県につきましては、道路整備、御指摘ありましたように、まだまだ遅れております。特に幹線道路の整備につきましても、まだ道半ばであると、こういうふうを考えております。やはり産業経済活動、あるいは地域活性化、災害時のリダンダンシー、こういった機能を確保するために高速道路とか、あるいは幹線道路、それから、これらにアクセスいたします道路ネットワークの形成、これは非常に大事であり急務でございます。

幹線道路の整備につきましては、県民しあわせプラン第二次戦略計画におきましても重点事業に位置づけまして取り組んできたところでございます。今後も引き続き、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路につきましては神宮式年遷宮までの供用、それから、平成30年度までに供用が予定されております新名神高速道路の四日市から亀山の間の道路につきましても、1年でも早い供用を目指す。それから、亀山西ジャンクションのフルジャンクション化、さらには東海環状自動車道や、それから北勢バイパス、中勢バイパス等の早期の全線供用、こういったことに向けて積極的に整備をしていく必要がございます。

御指摘ありましたように、高速道路や直轄国道等の整備を取り巻く環境は非常に不透明でございますけれども、しっかり国に働きかけをしますとともに、県としても関係予算の確保、あるいはアクセス道路の整備に努めてまいりますと考えておるところでございます。

議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 新道路整備戦略の見直しについてお答えをいたします。

見直し作業につきましては、道路整備を取り巻く情勢、公共事業予算の動向、それからいろんな道路施設の老朽化等の諸条件を整理して検討を進めているところでございます。

今後の県管理道路の整備につきましては、現行の新道路整備戦略の継続箇所にも配慮しつつ、未着手箇所や新しい要望箇所に早期に対応できるよう、1.5車線改良や待避所設置など、柔軟な対応等も織りませ、地域のニーズにこ

たえられるよう整備をしていきたいと考えております。

また、現状の道路機能を維持するため、計画的な道路施設の修繕、更新も進めていくことも必要と考えております。

今後、市町長、県議会議員の皆様にご利用の方針について説明させていただくとともに、御意見を伺いまして、今年度中をめどに見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（三谷哲央） 岩田議員、終結願います。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

34番（岩田隆嘉） ありがとうございます。時間が参りましたので、私からの質問を終結させていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

議長（三谷哲央） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

議長（三谷哲央） 暫時、休憩いたします。

午後 0 時 22 分 休憩

---

午後 1 時 30 分開議

開 議

副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質 疑

副議長（森本繁史） 日程第 2、議案第 1 号から議案第 11 号まで並びに認定第 1 号から認定第 4 号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。15番 中村 勝議員。

〔15番 中村 勝議員登壇・拍手〕

15番（中村 勝） 新政みえ、鳥羽市選出の中村勝でございます。

第1号議案、平成22年度三重県一般会計補正予算（第4号）鳥羽 - 伊良湖航路の支援策について質問させていただきます。

まず、28万7613名の署名にこたえていただきました。署名していただきました皆様方に感謝を申し上げますと同時に、こたえていただきました県当局に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

この補正予算案は、鳥羽 - 伊良湖航路が高い公共性を有するために行政が支援してでも存続すべきであるという評価をいただいたものと考えております。それは、愛知県と三重県を結ぶ県域を超えた国道42号の海の国道として、観光、物流、地域間交流を支える交通手段としての航路、また、この航路が環境負荷の低減になるという観点、さらに、災害時における代替輸送機能に大きな役割を担うという観点から、高い公共性を有するものとされたものであります。

去る8月20日に開かれた全員協議会におきまして、愛知県、三重県、田原市、鳥羽市、国の関係機関で構成された鳥羽伊良湖航路対策協議会で検討をいただきました合意に至った内容について御説明をいただきました。その内容は、伊勢湾フェリー株式会社が新たな経営体制のもとで事業を継続し、航路を存続させるというものであります。そのためには、親会社である近畿日本鉄道株式会社と名古屋鉄道株式会社は所有する全株式を伊勢湾フェリーの新たな経営陣や行政等に一株1円で譲渡すること、貸しつけ債権の免除、退職金の支払い協力に9億円程度の支援を行うこと、これをもって9月30日に経営から全面撤退すること、伊勢湾フェリーは航路廃止届を取り下げ、10月1日以降、航路の運行を継続し、資産、負債、従業員を引き継ぎ、単年度収支の均衡を目指し、経営改善に取り組むこと。2県2市は経営には参画せず、株式の一部を取得し、経営基盤強化のための支援、利用促進、港湾使用料、固定資産税等の減免等で経営支援を行うというものであります。

今回、上程されております株式の取得につきましては、親会社が全株式を運行主体の伊勢湾フェリーに6割、愛知県、三重県、田原市、鳥羽市の行政に2割、地元企業等に2割を譲渡し、新たな経営陣によって再出発するためのものであります。

地元住民の1人として、何よりも船員をはじめ従業員全員の雇用が守られたこと、海洋観光都市鳥羽市の一つのシンボルであり、島々とフェリーの溶け合った景観が鳥羽の風物詩の一つとして評価されたこと、伊良湖をはじめ渥美半島、豊橋、浜松への交通アクセスが維持できたこと、伊勢神宮をはじめ三重県への東方からの海上交通が維持できたことに安堵しているところでございます。

とは言いましても、今後の高速道路網の整備、高速道路の無料化など、航路運営を取り巻く環境は前途多難なものがあり、引き続いて県当局をはじめ県民の皆様にご利用促進につながる御支援をお願いするとともに、地元住民として、航路維持のためにできる限りこの航路を盛り立てていかなければならないと決意しているところでございます。

さて、本補正予算案は、本来、伊勢湾フェリーに対する行政支援策が鳥羽伊良湖航路対策協議会で合意された、すべての支援策を一体として提案すべきものであります。しかしながら、再出発が10月1日であることから、全体がまだ細部までまとまっていない段階での株式の取得のみの案件となっております。

そこで、今回上程されていない支援策で、特に今後の航路運営に当たって重要である事項について県の考え方をお尋ねいたします。

一つ目は、資金支援についてであります。

知事からは、全員協議会で、経営基盤強化のために2億円から3億円の資金援助をするとの提案がございました。この支援について、支援金は幾らになるのか。支援金は経営基盤の強化という観点から、返済義務のない補助金になるものと考えておりますが、補助金でよいのか確認をお願いします。

また、国道42号という海の国道機能を担う航路であること、案件が県域を

またぐという観点から、支援金の負担は2市に求めるべきではなく、愛知、三重の両県が担うべきと考えますが、考え方をお示しください。お願いします。

政策部長（小林清人） 鳥羽 - 伊良湖航路の存続に向けては、先ほど議員がおっしゃったように、親会社であります近畿日本鉄道、それから名古屋鉄道の協力もありまして、そして、基本的には、現在の伊勢湾フェリー株式会社の経営改善策のもとに、あと、行政のほうで、行政のほうでといいますのは、2県2市のほうで必要な支援をしていくという形をしていこうというふうに考えております。

その内容につきましては、今、上程しております株式の一部の取得のほかには資金支援、これはおっしゃったように経営基盤の強化のため、確かに出発はするんですけども、手持ち資金が潤沢にあるというわけではございません。そういう中での経営基盤強化のための資金支援、それから利用促進、それに、あと、港湾使用料や固定資産税等の減免という観点から行っていきいたいというふうに考えております。

現在、資金支援につきましては、おっしゃいましたように、補助金にするのか他の方法にするのかということを含めまして、伊勢湾フェリーにとってもいいものであって、そして行政にとっても説明責任が果たせるような、そういうものを2県2市のほうで今協議しております。そういうことで、支援の方法、資金の金額、負担割合等につきましては、今現在、ここでこうだというふうに申し上げるわけにはいきませんが、一生懸命、今、協議をして、11月会議を目途にお示ししていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

15番（中村 勝） ありがとうございます。

まだ検討中ということで、11月会議には中身について決定された内容が出てくると、こういうことだというふうに思いますけれども、私は当初から支援資金については、当然のことながら経営基盤の強化という観点からいきま

すと補助金になるというふうを考えておりました。貸しつけ金という話も一部あるわけでありまして、貸し付け金になるということになりますと、その返済というのがやっぱり今の脆弱な経営体質の中で大きな負担になってくると、こんなふうに思いますので、ぜひ補助金でお願いをしたいというふうに思います。

それから、金額等についても今後のことでありますけれども、今回の補助が、いわゆる海の国道という、海の国道に対して補助をする制度はないわけでありまして、一般の陸上の道路でいきますと、道路改良費だとか、いろんな形で国道あるいは県道について県が支出をして、補助金というわけでありませんが、直接支出をして、こういうことでありますので、ぜひ今後の国の海の国道についての位置づけとありますが、そういったものを含めて、その前段で補助金という形になりますように要望しておきたいというふうに思います。

二つ目は利用促進策でございます。

国の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、2県2市や地域の経済団体等で構成する法定協議会を設置し、地域一体となった利用促進策を実施するとしております。

その基本計画である地域連携計画は、田原市、それから鳥羽市が事務局を担うということになっておりますけれども、これもまた県域をまたぐという特性からして、県が主体性を持っていただきたい。また、事業実施に当たって、その事業費の負担割合等についても県ができるだけ負担をいただくように、その点について県の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

政策部長（小林清人） 伊勢湾フェリーに対する利用促進策につきまして地域公共交通活性化・再生総合事業というのがございます。これは国の事業でございますが、今、見直し中であるという形もございまして、ちょっと気になることもございますが、今現在、国のほうからも法定協議会を設置して、促進策を早急にまとめてくるようにという御要請をいただいておりますので、そこで、今お話がありましたように、田原市、それから鳥羽市が中心になっ

てまとめていただいております。

これはもともと、田原市、鳥羽市というか、市町が事務局窓口になるという形でございますので、そういった形で、今、一生懸命やっただいております。県としても可能な限りサポートを行っていきたいと思っておりますし、事業費の負担割合についても、先ほどと同じような形なんですけど、2県2市で今、調整をしておりますので、そういう中で決めていきたいというふうに考えております。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

15番（中村 勝） ありがとうございます。

この地域公共交通活性化・再生総合事業というのは、国の事業で、事業主体が法定協議会をつくりましますけれども、事務局が市町村になるということで、田原市と鳥羽市がそうなるわけでありましますけれども、これもまさに三重県と愛知県という二つの県をまたいで計画であります。そして、また、生活航路というよりは観光道路としての位置づけが大きいと、こんなふうにも思います。地域交流につきましては、田原市と、それから伊勢志摩の各住民が少年野球大会であるとか、今年は鳥羽の花火大会等にも来ていただいて、さらにまた、バレーボールの交流も始まるというようなことも聞いておりますけれども、そういった地域間交流は地元でできるというふうに思いますけれども、広域観光といいますか、そういう面については、なかなか市町では難しい部分がございます。

ぜひこれから、中国から一つのインバウンドのルートとして、関空から東京までの一つのルートが伊勢湾フェリーを使って造成をされておる、こういうこともありますし、日本のよさ、船旅のよさ、そういうこともぜひ県として広域観光の中で、この連携計画の中に取り入れていただいて、伊勢湾フェリーがさらに三重県民、それから愛知県民、日本国中の皆さんから御愛顧されるといいですか、本当に乗りたい、そんな船に将来なりますように心からお願いを申し上げまして、時間が来ましたので私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 33番 野田勇喜雄議員。

〔33番 野田勇喜雄議員登壇・拍手〕

33番(野田勇喜雄) 自民みらい、野田でございます。尾鷲市北牟婁郡選出でございます。

時間もありませんので、通告に従って質疑を行います。

まず、鳥羽伊良湖航路対策事業につきまして、先ほど質疑がありました、改めて私からもお尋ねします。

この件に関しましては、地域の要望もあり、また、県議会としましては、航路の継続を強く願っておるところでございますので、運行継続にエールを送るところでございますが、諸般の事情を考慮し、今後の支援のあり方について確認したいと、このように考えておりますので、改めてお尋ねするところでございます。

当局の説明としまして、運行継続を支援するため県が当会社の株を取得する予算とあります。株の取得となれば出資金と考えられますが、県としてどのような対応を考えておるのでございましょうか。

私自身の判断で間違ったら失礼願いますが、今後、運営を含めて1億円余りの支援を行っていく予定ではないかと、このように考えております。それら支援のあり方について、出資となるのか助成となるのか、どのように考えているのでしょうか。助成のような補助金となると何らかの支出するためのルール化が必要ではないかとも思っております。

また、これら支援の後、運営に携わらない、その後の金銭的支援はないなどのような説明があったと思っております。運営にかかわらなくても運営資金の支援と考えると、会社としての経営責任が生じてくる。すなわち、会社が赤字になればそれなりの責任が生じるといった法的な責任が発生するのではないかと考えるところでございます。その辺について、県としてどのように確認しておられるのかお尋ねします。

また、我が会派から、他の事業には金銭的な支援が薄いのになぜ支援の状

況が違うのかという指摘がありますように、事業の支援のあり方に関して県の考え方を改めてお尋ねします。

しかしながら、私としましては、鳥羽 - 伊良湖航路は伊勢志摩地域の振興の拠点と考えておりますので、地元が憂慮しないように今後とも積極的な支援をお願いするところであります。

次に、児童虐待防止地域相談体制強化促進事業についてお尋ねします。

本年4月、鈴鹿市で小学1年の男児が同居していた男の暴行で意識不明となった虐待事件が発生しました。さらに、大阪での育児放棄事件は容疑者の父親が四日市に在住しているなど、三重県に関係している悲惨な事件が発生しておるところでございます。児童虐待の防止など早期の対策が喫緊の課題となっておりますでございます。

こうした状況において、今補正予算の当事業費は、11月の子ども虐待防止啓発月間を中心に啓発活動を一層強化するためとあります。確かにこうしたことも必要なことだとは思っております。しかしながら、これだけでは対応できない、このように考えております。

そこで、この点に対して抜本的な対策をどのように取り組むのか、どのように取り組んでいくのか、この点についてお尋ねします。

議会サイドとしましては、前年度に引き続き、今年度も議員提案の条例の見直しを検討しているところでございます。この事案に関する子どもを虐待から守る条例を現在見直したところでございます。私としましては、条例を策定するときの当初のメンバーでもございましたので、そのときのことを思うと、親権についても議論したところでございます。

ちなみに、親権との対抗事項を条例に明記できないかとの議論提案をしたわけなのですが、上位法や他の法律との関係から対抗事項を明記できないとの結論でございました。いろいろな事件を見ましても、児童を保護しようとしたが親権の行使をされ、その直後に悲しい結末が多いという感想を持っておるからです。

鈴鹿の事例に戻りますが、児童虐待重篤事例検証委員会報告書の骨格がま

とまり、第5回の会合が8月26日にあり、清水委員長の記者会見でのコメントで、市、児童相談所ともに熱心に動いていたが、両者の協同步調が食い違ってしまった。再発防止に向けては、立入調査など、強い権限のある児童相談所にどの時点で市から事案を移すかをはっきりさせることが重要と発言したとあります。

また、大阪の事件の報道では、周辺住民が児童相談所に再三にわたり相談を寄せたが、十分な安否確認を行わず幼い命を奪ったことに行政、警察の対応を問う声が殺到したと、このような記事があります。

議会の検討会で見直した結果によりますと、運用のあり方を強化するなどの対処が妥当との報告を受けております。このような状況において、私としましては、次の点に関して、条例には明記できなくても、どのようにして子どもを虐待から守るのかということを考えていきますと、地域の民生委員、児童委員、保護司、児童相談所、警察、医師などで第三者機関的なもの、もしくは見守り組織の体制づくりの整備や、親権に対抗できる仕組み、虐待を受けている子どもの周囲の生活環境の調査、そうした対応も含めて検討すべきと、このように考えておるところでございます。

以上のことをかんがみ、県の児童虐待防止に関する取組についてお尋ねいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

政策部長（小林清人） 鳥羽伊良湖航路対策事業について2点、お答えいたします。

まず、今回、議案として提案させていただいております出資につきましては、これは株式の譲渡という部分のものでございまして、この部分についての責任というのは会社法上、出資の範囲内ということでございますので、6万1000円という形の部分になります。

それから、これはまだ、これから議会の議決、または議会の御審議を経るわけですが、経営支援策等についての補助金なりほかの方法でありという形の部分での資金支援の形につきましては、会社法上の法的な責任と

いうよりも、これは行政にとってそういう形を行うという形になれば、当然行政としての責任が出てくるわけでございますので、今回、出資をしてという形になれば、そういう形で同社の経営というのをチェックしていく義務も生じてくると思いますので、そういう形でしっかりと責任を果たしていきたいというふうに考えております。

もう一つのいろいろな公共交通に対する支援の基準のようなものがないのではないかという形でございますが、公共交通に対する県の関与につきましては、果たしている役割によって県が主体的に関与すべきものなのか、県が市町の支援を行うようなものなのかというような形で分かれてくると思います。

具体的な県の関与のあり方につきましては、交通政策上というか、乗客の数とか、そういうものだけではなしに、観光であるとか、防災であるとか、そういういろんな県の施策への影響を踏まえた上で関係者と協議して具体的な関与の方法とか内容を決めていくというような形になるかと思えます。そういう意味では、一つの形にはめたという形ではなかなか難しいのかなというふうには思っておりますが、なるべくそういうものが皆様方にもちゃんとした説明ができるような形にしていきたいというふうに考えております。

今回の鳥羽 - 伊良湖航路につきましては、先ほど来でございますように、国道42号を結ぶ海の道である、または、伊勢湾口道路構想に位置する航路である、それから、県域を超えた交通基盤に該当しているというようなことから県が主体的に関与すべきものではないかというふうに考えておまして、そういう中で関係者と協議をしていくということでございます。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 児童虐待の防止の取組についてお答えをさせていただきます。

県内の児童虐待の相談件数、昨年も541件と、これまでで最も多くなっております。そうした中で、今年の4月に、議員御指摘の事件が起きました。

現在、おっしゃっていただきましたように、三重県児童虐待重篤事例検証委員会を設置いたしまして検証いただいております、この9月27日に検証報告が

知事のほうに提出される予定となっております。

今後は、この検証委員会の報告書を踏まえてしっかりと取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。一つには、御指摘をいただきましたように、親権の行使の制限を含む強い権限の行使というふうにおっしゃいましたが、実は20年4月に法改正が行われまして、児童相談所には出頭要求であるとか臨検・捜索といった強い権限が付与されました。そうしたことも視野に入れながら保護者と対峙をしていくということを考えますと、それまでに技術的な対応力を県の職員も身につけていかなければならないということで、研修体系をしっかりと見直して取り組んでいきたいというふうに思っております。

もう一つは、御指摘の第三者機関の仕組みについてでございますけれども、これは、今、市町に養護児童対策協議会という形で市町の様々の、御指摘いただきました民生委員であるとか、警察、小学校関係者、その他様々な関係者が一緒になって、一つ一つのケースについて議論をいただくといったような、そういう会議も設けられておまして、これは法設置でございます。こうした会議がしっかり機能するように、そして、また、この会議と県の児童相談所との連携が円滑にあって、それぞれの子どもたち、家庭に対応できるように、今後、市町との連携体制についてもしっかりと見直しながら改善を図ってまいりたいというふうに思っております。

こうしたことは、今後、この検証報告書が出てまいりましてしっかり対応していくべきことと考えておりますが、現在までに、既に行ったことといたしまして、市町が中心になって対応している事案について、県と市町との間の連携がうまくいっているかどうかということの点検をまずいたしました。

また、市町と担当者との意見交換を行いましたり、また、県警と連携をいたしまして、警察署と児童相談所との合同実地訓練などに取り組んだところでございます。

そうした中で、こうした行政の取組だけではいけないということで、今般、補正予算で計上させていただきました、11月の子ども虐待防止月間の中で虐

待防止キャンペーンを強化して取り組むということで、地域の皆さん方の御協力を得ていきたいというふうに思っております。

〔33番 野田勇喜雄議員登壇〕

33番（野田勇喜雄） 御答弁ありがとうございます。

時間もあと1分ですが、鳥羽 - 伊良湖航路に関しましてもしっかりとよろしくお願ひしたいというふうに思います。今後、いろんな制度の対応というのがあると思いますので、また委員会のほうでしっかりと御議論願えましたらというふうに思っております。

虐待防止に関しましては、今、こども局長のほうからも、しっかりした対応を今後はしていくということですので、御期待申し上げながら質疑を終わります。

ありがとうございます。（拍手）

副議長（森本繁史） 9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋登壇・拍手〕

9番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。議案質疑3番目で2点の議案質疑をさせていただこうと思っておりますが、鳥羽 - 伊良湖航路につきましては、私は3番手の質問者でございます。フェリーに乗り遅れないように頑張ってお願ひしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の補正予算は、今、話がありましたとおり、9月末日までに現在の親会社から県割り当て分の株式6万500株を取得するための予算ということをお聞ひしておりますが、これは時限的な問題もあり、今回の議会で上程せざるを得ないかなというふうに思っております。

しかし、本来は、このような議案というのは、その支援策の一部を上程するのではなくて、県としての全体の支援策、いや、会社の再建策なども一つのパッケージとして総合的な支援策、さらには、その前提となる経営再建策、それを示した上で議会に対して審議をゆだねるのが本来の筋であるというふうに思っております。それは中川議員も御指摘のとおりだったというふうに

と思いますが、なぜならこの財源というのは、広く県民の税金から今回の支援策を出すというところから見ても、時限的な問題はあったとしても、そういったことの必要性は本来あったのかなというふうに思っております。

その部分において、今、中村議員も、どういう具体的な支援策を考えておられるのかという質問をされたわけですが、今、部長からは、ここで申し上げるわけにはいかないと、11月をめぐりに内容をお示ししたいという答弁がありましたので、そこをあえて私のほうでさらに聞くということはよしておきたいと思います。しかし、具体的に、資金支援の負担額、さらには、その支援の方法、貸しつけなのか補助金なのかという話がありました。私は、支援の中身の性格上、なかなか補助金というのはハードルが高いのかなというふうには思ったりはしますけれども、また、単年度なのか複数年度なのか、さらには、港湾使用料の減免についても、一部減免なのか全部減免なのか、こういったところを明らかにしていただくことを、11月をめぐりにということですが、要望をしておきたいというふうに思います。

その上で、まだ答えのないところをあえて伺いたいと思いますけれども、本来的には、この県の支援策を策定する前に、その前提として、会社の再建策、これが本来示されて、その再建策を判断した上で支援策が示されるというのが本来的な筋ではないかなというふうに私は考えるところであります。

そこで伺いますが、会社としての再建策、さらには総合的な再建計画、一部少し出たりはしていますけれども、が策定されているのかどうか、そのことについて伺いたいと思います。また、策定されているのであれば、ここで具体的にお示しをいただきたい。また、それが現在策定されていないのであれば、先ほどの答弁にもありましたとおり、この経営再建策に関しても11月の会議を目途にしっかりと示すことがあるのかどうか、その辺のところを伺った上で、この議案については実質審議に入るべきだと思いますので、御答弁を賜りたいと思います。

政策部長（小林清人） おっしゃるとおりだと思います。今回、議案として提案している出資だけではなく、他の支援策についてもあわせてお示しす

べきであると考えていますが、これらについては、現在、県単独ではなしに2県2市という形の部分の協議というものがございまして、そういうところで遅れてしまいました。申しわけございません。具体的な内容を早期に詰めて11月会議を目途にお示ししていきたいというふうに考えております。

それで、伊勢湾フェリー株式会社の再建というよりも経営改善策でございますが、これにつきましては、ちょうど伊勢湾フェリー株式会社と、それから全日本海員組合というところで労使合意をした内容というのがございます。その中では、やはり人件費の削減という形で、全員協議会の場所では20%ぐらいというのがあったんですけれども、労使の中でさらにいろいろやっていただきまして、30%ぐらい、お金でいいますと約1億5000万円から1億七、八千万ぐらいになると思うんですけれども、それぐらいの人件費の改善というものを前提にしてやっていくと。

それから、今現在も少しやっているんですけれども、チャーター便というような形で、船があいているときにはチャーター便という形でよその場所に行って運航していく、そのような経営改善に取り組んで、背水の陣でやっていくという意気込みを示していただけるというような形でございます。

#### 〔9番 中川康洋登壇〕

9番(中川康洋) 私は今回の議案そのものに反対をしておる立場ではございません。しかし、実質審議を議会としてする以上、後々になって審議の材料が足らなかったということを議会のほうが言うのもこれはいけないというふうに思いますので、ここでやっぱり出していただくべきものは出していただくと。その上で、税金を財源として支援策というのを議決していきたいというのが議会の立場だと思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

やっぱり支援策というのは、総合的なパッケージとして出す。これであれば改善がしていけるんだなという、支援をする側の納得ができるかどうかというところ。その前提として、会社側の、今、経営改善策というお話をされましたけれども、人件費の部分については、報道等で私も拝見をしたところ

であります。しかし、大事なのは、そういった詰めるところと、あわせていかにして旅客予想数を増やしていくかという企画とか計画、努力、こういったところも含めて、やはり総合的な改善計画なんていうのもあわせて文書で議会に出して、その上でこの支援策を審議いただきたいというのが、これが本来の筋だと思しますので、今回のものに関しては、時限的な問題があったにせよ、今後、やはり公的な要素があって県として支援をしていかなければならないもの、多くあると思います。そういった中において、やはり議会への審議の諮り方として、その辺の原則と言ったら変ですけども、やっぱり筋道というのを示していただきたいということをお願いさせていただきたいというふうに思っております。

次に、もう1点の議案質疑に移らせていただきます。

次は、議案第4号に関する質疑として、その返還免除条例の裏返しの根拠となる三重県専門研修医研修資金貸与制度について議案質疑をさせていただきます。

この貸与制度、県内の地域医療を支える勤務医及び指導医、いわゆる後期研修医ですけれども、その育成並びに確保を目的とするために、その対象となる後期研修医に対して、4年を限度に年330万円を上限として貸与するという制度というふうに伺っております。

この制度そのものは明年の4月1日から、来年度の制度だというふうに思っておりますけれども、私は、この制度については、その額が想像していたよりも高く、330万円、4年間ですと約1320万円になりますけれども、ほかの都道府県においてもこれだけの額の研修資金制度は余りないのではないかとこのように理解をしております。

しかし、この制度の趣旨並びに本来のねらいを改めて見たときに、この貸与制度は、単に緊急的に医師の確保を図るという目的だけではなくて、いわゆる県内医療及び県内で勤務する医師の将来的な核、将来的な中心者、もっと言うならば将来的な中心軸を養成すること、このことに本来の意味があるのではないかと考えます。

そこで伺いますが、私は今回の制度は、繰り返しになりますけれども、単に緊急的に医師を確保するという短期的な目的だけではなくて、もっと中長期的な将来の県内の医療の核を養成し、もって県内医療の体制を充実させる、そこにこそ今回の貸与制度の本来の意味があるのではないかと考えますが、この制度の目指すべき目的、また、目指すところを改めて確認させていただきたいというふうに思います。

健康福祉部長（真伏秀樹） 専門研修医研修資金貸与制度についてお答えをさせていただきますと思います。

本県の人口単位の医師数を全国平均と比べてみますと、特に本県、著しく下回っているという状況がございます。その中でも、いわゆる40歳代の若いお医者さんになるんですけれども、その減少というのが極めて厳しいといいますが、きつい状況になりまして、このまま推移をいたしますと、特に救急医療なんかについては、若いお医者さんが中心になって活躍をしていただくということがございますので、この先、医療体制がますます厳しくなるというようなことが懸念されておるわけでございます。

このため、そういう若い世代の医師の方を増加させていくということが喫緊の課題というふうに思っておりますので、今回、新たに起こしました臨床研修医でございますとか、専門の研修医の県内定着を促進していきたいということで、新たな貸与制度を創設したわけでございます。

特に専門の研修医につきましては、即戦力として地域の救急医療を支えていただくということがあるわけなんですけれども、将来的には、御指摘がございましたように、指導医として次の世代の医師を育成していただくといいますが、そういう意味での重要な役割も期待されているところでございます。このため、今回創設いたします専門研修医研修資金貸与制度につきましては、緊急的な医師確保を目的とするものではございませんで、全国的にも最高水準となります研修資金を貸与いたしまして、三重大学でございますとか拠点病院の協力も得ながら、充実いたしました専門研修のプログラムを提供することで、地域の核となる医師、すなわち将来の本県の地域医療の中心を担っ

ていく、そういう医師をしっかりと育成し、確保していくというのも制度の目的というふうに私どもは考えてつくっております。

これまででもいろいろな形での医師確保の取組もしてまいりましたけれども、今回、新たに幾つか対策を出させていただきたいと思っておりますので、こういうことをあわせまして、一日でも早く県民の皆様にご安心していただけるような地域医療、救急医療の体制をつくっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔 9 番 中川康洋登壇 〕

9 番（中川康洋） 非常に具体的に御説明をいただいたというふうに思います。

今、お話がありましたとおり、今回の制度に関しては、指導医を育成していくんだと。あわせて、次の世代の医師を育成する、その人材をつくり上げていくんだと、そして、県内の中核的な医師としての人材をはぐくんでいくというお話をいただいたと思います。まさしく、そこにこそ今回の制度の本来の意味があるのかなというふうに思っております。

様々限られた県の予算をつけていくということがあるわけですが、やはり、表現がちょっとまずいかもしれませんが、焼け石に水の的なような予算をつけていくのか、将来に向けての投資的な要素で予算をつけていくのか。そういった意味においては、これからやっぱり将来に向けての投資的な予算をつけていく、そのためには、余り効果を示さない額よりは、しっかり効果を示す額をつけていくということの大事さもあるのかなと思います。

私も最初この額を見たときに、うわっ、これ、すごく高いな、本当にこれでいいのかなというふうに思ったんですけども、その意味合いというのを感じたときに、これはそこに意味があるのであれば、そうなんだというような思いに立ちました。そうする以上、これが投資的な経費というところを考えれば、その成果が出てくるような運営なり運用というのをしっかりとしていくことが大事かなというふうに思っております。

議案質疑でありますので余り考えを述べてはいけないんですが、今日は少し考えを入れての議案質疑になってしまったところをおわび申し上げます。少し時間が残っておりますが、まだ後の方もおられるということで私の議案質疑を終わります。

大変ありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 24番 真弓俊郎議員。

〔24番 真弓俊郎議員登壇・拍手〕

24番(真弓俊郎) 日本共産党の真弓俊郎でございます。

平成22年度三重県一般会計補正予算(第5号)に関して質疑をしたいと思えます。

この補正予算では、雇用対策では4億7687万円余、経済対策では研究開発の設備投資に対する補助金1億円、合わせて5億7687万円余が充てられていますが、これで今の緊急の経済雇用対策を乗り切ることができるのかという疑問のもとに質問をしたいと思えます。

先ほど代表質問で岩田さんから有効求人倍率が三重県0.59という数字も出されましたが、私がもらったのは、今度の新規高等学校卒業者の求人求職状況、7月末日現在という資料をもらっているんですが、ここには県内の就職希望者が4244名、求人数は2810人。私がいま津では、就職希望者が560人、求人数が400人、これで今の高校3年生は就職に臨もうとしているわけです。

リーマンショック直前の平成20年では、求人は県全体で6774名、津でも1074人求人があったんです。平成21年度は県内で3205人という、津でも549人ありました。そのときに大きな問題になったわけです。せっかく高校を卒業したのに就職ができない。もう社会人になることもできないという、そんな対応を三重県も強いられたわけですが、今回、さらなるへっこみというか、雇用の問題が新規高卒者に対して問題となってきています。

この新高卒者に対応というのは、後で教育長のほうにもお伺いしたいんですけども、こんな状況、大変だということで、各企業の方のところへちょ

っとお話を聞きに行ったんですけれども、この7月末日よりも今はもっと大変だと。県内の中小企業、ほとんどが中小企業ですが、輸出関連、これも大企業の1次、2次下請です。前は仕事が減って困っているということがよく言われて、単価も下げられたと言ったんですけど、もう工場ごとよそへ行っちゃうという話になっています。思い起こせば、かつて繊維業界が壊滅的な打撃を受けて、この津市内からも繊維の工場が全部なくなってしまうというふうな状況になりましたが、今まさに製造業そのものがこの変革の中で壊滅状態になっていこうとしているのではないかなと考えています。

知事としては、融資額の拡大や設備投資の補助金でこの産業構造の急変に対応できるとお考えでしょうか。補正予算をこうやって出されているんだけど、さらなる支援策、こういうものもこの円高の中で考えてみえるのか。あるいは、それがなければ、抜本的に県内の産業構造の変化をつくる、県がその先頭にも立ってもらいたいと思うんですけれども、県内中小企業の存続への思いを、あるいは支援策もお聞かせいただきたいと思います。

そして、また、これらの多くは国の経済対策でもあります。午前中の代表質問でも商店街の話もされましたが、巨大スーパーができて、私の津新町商店街もえらい目に遭っているわけですけれども、これも国の施策そのものです。この峠の時代と言われましたけれども、知事は、国に対して、今までの経済政策について、地方を守るにはどうしたらええかという、どのように国に何を要求し求めていこうとされているのか。国に物を言えるのは、ある意味では、知事が専決的な話になってくると思いますので、ぜひともそのお考えを教えていただければと思います。

知事（野呂昭彦） 今、一昨年秋からの経済不況の中で、景気については緩やかに回復しつつあるんだというような、そういう見方もありますけれども、最近の円高等、大変下振れリスクも強まっているところございまして、依然として厳しいというふうに認識をしております。

特に、この景気低迷が長期化しておるということは、中小企業にとりまして、より厳しい状況が続いているんだというふうに思っております。

こういった中で、中小企業につきましては、もう午前中の代表質問の中でも議論をいたしました。県内の経済を支える、あるいは雇用を確保していくというようなこと、それから、地域の生活者への商品、サービスの提供を行うというようなことで大変重要な存在でございます。そういう認識に基づきまして、これまで経営基盤の強化であるとか、あるいは経営の改善、高度化、あるいは、新分野への進出の支援、これを柱といたしまして商工団体等々と連携をいたしまして、重点的に取組を進めてきておるところでございます。

御承知のとおり、非常に中小企業の景気環境は厳しいということから、これまで八次にわたる緊急雇用・経済対策を実施してまいりましたし、国に対しても、御指摘がありましたように、随時要望を行ってきたところでもございます。

それで、第九次の緊急雇用・経済対策としまして、中長期的な視点から中小企業を支援していこうという緊急経済対策とし、設備投資促進補助金、これを設けてきたところでございますけれども、これは厳しい経済環境下においても生産施設であるとか、あるいは研究開発施設への設備投資や、あるいは雇用拡大を行う企業、こういったものを支援するための補助金ということで設けてきたわけですが、今般、これを1億円増額補正する。これは、やはりそれだけ御要請もあるということで、実効性があるという判断をいたしてきておるからでございます。

それから、この補正にあわせて、急激な円高というものが最近進んでおりました関係から、円高対策として中小企業者の円滑な資金調達を図るということで、これは既存の融資枠を活用するというところでございますが、新たに、円高対応の緊急資金として、その資金枠を30億円確保しようということにしたところでございます。

それから、御承知のとおり、国のほうも新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策というのを、9月10日閣議決定しておるところでございます。その中で、金融支援とか販路開拓の支援等、中小企業対策も打ち出されておるところでございます。これらにつきましては、具体的な展開をどうしてい

くのかということは、これから政府のほうからいろんな形で打ち出されてまいります。

三重県としては、こういった国の施策とも連動しまして、やはり間断なく、あるいは機敏に柔軟に、緊急性のあるものについてはそういった体制の中でしっかり対策をしていきたい。特に官民一体の三重県雇用・経済危機対策会議、こういったところでの議論もしておるところでございますので、そういう状況もしっかり踏まえながら、必要な施策についてやってまいりたい、このように考えておるところでございます。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） リーマンショック後の状況を見ていると、大企業はそういう問題に簡単に対応し切れる。今度の円高でも転化はできるわけですね。ところが、一番の痛手が中小企業に及んできている。今まで何次かの対策、国からも一昨年は結構じゃぶじゃぶと交付金が来ましたけれども、その中でもやはり中小企業が疲弊しているという、このことをぜひとも認識もしていただきたいと思います。

時間がないので次へ行きます。

私は、6月議会の一般質問で、新高卒者の深刻な雇用が今年もあるよということを申させていただきました。向井教育長は、就職を希望する高校生一人ひとりの進路実現が図れるよう就職対策に取り組むと御答弁をなされて、ああ、これで安心やと思うておったら、その結果が、先ほど7月末の結果になっています。

例えば四日市では、1134名の希望者に対し655人しか求人がありません。単純に言えば479名が行き先もない。社会人になって働く場所がない。こんな悲惨なことがあり得るのでしょうか。せっかく県立高校で学んでもらった子が社会を担えるそんな人材としていくためには、このことについては、教育委員会を挙げて対応していきたいと思うんですけども、今回、補正予算を見たら、特段、教育委員会関係の補正予算がなかったんですけども、今までの方策でこのことを、教育長が約束した一人ひとりの進路実現が図れるんでし

ようか。あるいは、この補正予算の中に緊急雇用なんか含まれているので、結構評判のいい雇用の支援員、この人たちの増員を図ろうとか、そういうことが考えておみえなのか、お答えいただきたいと思います。

教育長（向井正治） 真弓議員からは6月のときにもお話がございました。そういった中で、当初予算のほうに、今の状況というのは昨年度に増しても厳しいということを申し上げたと思うんですけども、そういう中で、当初のほうにいろいろな方策を持ってまいっております。雇用環境の早期の回復、好転が見込めないというようなことから、当初におきましても、高校生就職関連の予算を増額しているところではございます。

そういう中での新規事業としましては、県立学校の就労支援総合ネットワーク構築事業としまして、求人開拓を行うための、企業で管理職等の経験を持つ方、そういう方の外部人材の増員を図ったようなところでございます。

また、ハローワーク等との連携による経済団体への求人要請、これは昨年も行っております。

また、商工会議所等との連携によります就職情報交換会、津市、亀山市の産業部門との連携によります就職情報交換会等を行ってきております。

確かに、新たに補正予算ではのっておりませんけれども、こういった関係するところの連携につきましては今後とも図ってまいりたいと思っておりますし、また、国の労働局等におきましても、やはり非常にこの深刻な状況の中でいろいろ一緒になって手を組んでやっていこうという話もございます。

そういうことで、本当に、真弓議員が言われますように、高校生一人ひとりの本当にニーズに合ったような形での地道な努力を続けてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

24番（真弓俊郎） 私はもともと高校の教師ですもので、生徒の進路については非常に関心があって、今回も各学校へ行かせてもらったりして、お話をお聞きしたんですけども、話題になったのが障がい者の雇用の問題、これ

についても随分ハローワークが骨を折ってもらったり、就職指導員の人たちが各校に1人ついていただいて、大変助かりましたと学校の先生方もおっしゃってみえました。高校の卒業生に対しても全力を挙げていただいて、今後、一人ひとりが自分の夢を、希望をかなえられる社会人になるような、そのような手立ても全力で取り組んでいただくことをお願いしまして、質問を終わります。(拍手)

副議長(森本繁史) 5番 杉本熊野議員。

〔5番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

5番(杉本熊野) 新政みえ、杉本熊野です。

議案第2号、平成22年度三重県一般会計補正予算(第5号)に関して質問します。

まずは、児童一時保護事業について、3点質問いたします。

中勢児童相談所一時保護所の増改築に伴う調査、設計を行うため、894万2000円増額するという補正になっています。当初予算額は5883万4000円です。以前から、中勢児童相談所の一時保護所については不備な状況があり、困っている、御苦勞いただいているということを執行部からも、それから現場からも聞かせていただいております。今回は、調査、設計のための予算ですけれども、この事業全体がどんな内容の事業なのかをお答えください。

また、これまで一時保護所の施設が不備なために児童相談所長が行う一時保護の決定に何らかの影響を与えるようなことはなかったのか、まずは、以上2点、お尋ねいたします。

健康福祉部こども局長(太田栄子) この事業全体は、様々な地域の相談体制の構築ということで、一時保護所にはたくさんの職員を配置しております。当然、県職員、直接職員として配置している部分もあるんですけども、それだけでは夜間の保護、それから状態の非常に難しい子どもさんもおられますので、そういった子どもさんたちをケアするために、夜間の宿直を協力いただける協力員であるとか、それから、心理判定員の増員であるとか、それから、学習の補助をしていただく方々を嘱託員として雇用させていただいて

おります。そうした費用がこちらのほうのもとにございまして、今回補正で要求させていただきました部分は、御指摘のように、中勢児童相談所の一時保護所の増改築でございます。こちらのほうは、今まで使いにくいというお声を聞いていただいていたと思うんですけれども、使いにくいからといって、これまで一時保護が必要な子どもを見送ってしなかったということはございませんでして、中勢児童相談所と北勢児童相談所にそれぞれに一時保護所がございますので、両方を一体的に考えておりまして、中勢児童相談所で保護できないときには、北勢児童相談所で保護をする。また、それも非常に難しいときに、緊急を要した場合には一時保護委託という制度がございます、医療機関であるとか、児童養護施設であるとか、里親さんであるとかいった方々に委託をすることによって一時保護をしまいいりました。

今回は、児童相談所のほうで保護をするというのが最もいいわけでございますので、中勢児童相談所の15名の定員の枠を全部使い切れるように、今まで3人部屋が多うございましたけれども、そうしますと子どもの状態によってはなかなか一部屋に1人しか保護ができなかつたりとして効率が悪うございますので、今回、それぞれ個室、または2人部屋という改築を行って、なるべく15人の定員に近づいた方法ができるようにということで増改築を行うものでございます。

以上でございます。

〔5番 杉本熊野議員登壇〕

5番(杉本熊野) ありがとうございます。

一時保護所については、年齢も乳幼児期から思春期まで入所しますし、それから、その背景も非行あり虐待ありで、本当に様々な背景の子どもたちが一時保護所に入っていきます。児童相談所の運営指針には、やっぱりどうしても入所当時というのが一番子どもが不安定な時期なので、そういったところで一時保護所で心理的ケアをしっかりと、安定した生活を送るように配慮するというようなことも明記をされています。そういったことを踏まえて、今、個室であるとか、そういったところの整備を進めるということをお

聞きいたしましたので、ぜひそういった環境整備をお願いしたいと思います。虐待を受けた子どもたちの傷は深いので、そういったところをケアがきちりとできるような環境にさせていただけたらというふうに思います。

それから、一時保護の決定にこの環境の不備が影響を与えることはなかったかということに対しては、そういうようなことはなかったと、中勢と北勢で分けたりとか、それから、児童福祉施設に一時保護を委託するというようなこともできるのでというふうにお答えいただきました。

それで、それに関連してですけれども、この際、一時保護の次の段階、措置後の福祉施設の環境整備なんですけれども、ここは先ほどこども局長がおっしゃったように、一時保護所にも委託先としてなっているところです。ですので、そこでの環境整備がどうであるのか。児童養護施設、それから児童自立支援施設の施設整備の現状がどうであるのか、そして、その整備について今後検討している状況があるのかどうかについてお尋ねいたします。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 児童養護施設の整備でございます。

整備の仕方には大きく二つあるというふうに思っております。大規模な増改築を伴うもの、建てかえのようなものですね。そういったものと、もう一つは、既存の施設を活用しながら子どもたちに快適な居住環境を整備するために、小グループでケアができるような整備をすとか、個室化とまではいかないまでもグループでケアができるような、そういった環境整備をすといった小規模改修に値するようなものと二つあるというふうに思っております。

これまで後者のほうのグループケアを目指しまして地域小規模児童養護施設という名称で制度化されておるんですけれども、各養護施設に6名のグループの小さなおうちをお借りいただくなり建てていただくなりをしまして、そこで子どもたちがグループで生活ができるようにということで、現在、これが県内で4カ所ございます。6名の子どもたちがそれぞれ生活をすというふうになっております。より家庭に近い環境でのケアがこれで可能になっております。

また、もっと小さい整備といたしましては、施設の中でパーティションで子どもたちのプライバシーが保てるような状況をつくり出したりとかいったようなことで、いろんな御苦勞をいただいているところでございます。

もう一つは、大規模な改修といたしまして、昨年度二つの養護施設で大規模改修を行わせていただきました。今年度も引き続きその増改築をやっておるところでございますけれども、今後も、それぞれの施設から御要望が出てきましたときには、できる限り対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

〔 5 番 杉本熊野議員登壇 〕

5 番（杉本熊野） 施設改修について今後もしていくという方向で進めていただいているということをお聞きいたしました。

平成20年度一時保護された子どもの数は272人です。北勢児童相談所163人、中勢児童相談所109人、そのうち児童福祉施設に入所したのは105人、約40%は一時保護の後、施設入所ということになっています。今、いろんな形で改修は進んでいます。小規模化とか、そういった形で進んでいるんですが、重篤な事例については、やっぱりどこがその子の保護、支援をしていくかというのが非常に重い厳しい課題だと思っています。そういう中で、施設によっては、今いっぱい何人待ちというような状況というか、情報が聞こえてくる場合があります。お尋ねすればそんなことはないときと言われると思うんですけども、いろんなケースが起こり得るかと思はいます。それで、本当に重篤な事例をその後、保護し、支援するというのは大変なことです。そういったところも考えながら、今後の施設の環境整備を進めていただけたらというふうに思っています。

先ほど太田局長のほうから、人的な環境についても御説明いただきました。今回は施設に関する環境整備ですけれども、やはりそれを対応していくための人的な環境整備も本当に大変苦慮している現場の実態があるかと思はいますので、あわせて引き続きお願いしたいと思っています。

2 点目の質問に入らせていただきます。

児童虐待防止地域相談体制強化促進事業についてです。

子ども虐待防止月間、11月を中心に啓発活動を一層強化するための経費の増額補正357万円となっていますが、どんな内容の啓発活動で、何のための経費ですか。できるだけ具体的に教えてください。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 今般、計上させていただいております虐待防止キャンペーンに係る経費でございますけれども、従来から11月のこども虐待防止月間につきまして、市町とか企業とか民間団体と協働いたしまして街頭啓発等々を行ってまいりましたところです。このほかにも、例えばみえこどもの城での11月での啓発活動であるとか、それから、総合文化センターのオレンジリボンのイルミネーションなど、これらを行わせていただってきたところでございます。

しかしながら、今回は、鈴鹿市で重篤な事案も発生したことを踏まえまして、特に地域全体で機運を高めていただくということで企画をいたしました。

具体的には、県内市町であるとか、それから企業に主体的に啓発活動に取り組んでいただけるように、キャンペーンカーを借り上げまして、1カ月各所を回らせていただきたいというふうに思っております。

その対象となります企業、または市町、それから団体の方々には、オレンジリボンの車体に張るマグネットの啓発看板といったものをこちらで御用意させていただきまして、車に張りながらキャンペーンに御協力いただくというようなことを考えております。

また、参加をいただきました企業や団体の皆様方には、御自分が所属をする社員であるとか、地域の方々にも啓発をいただけるように、私どもでリーフレット、それからオレンジリボン、様々なグッズを御用意させていただいて、一緒に啓発活動に御参加をいただきたいなというふうに思っております。

こうしたことで、皆さんに虐待の早期発見であるとか地域の見守りといったことに御理解をいただいた上で、今後も引き続きそういった取組に御協力、御参加をいただけるの方々として、私たちも一緒に取り組んでまいりたいとい

うふうに思っておるところでございます。

〔 5 番 杉本熊野議員登壇 〕

5 番（杉本熊野） ありがとうございます。

キャンペーンカーを借り上げて各地を回る、それから、車体にマグネットで何か啓発の言葉を書いて、企業にも御協力いただいて啓発していくという事業ですけれども、357万円って、本当に貴重な私は予算だと思うんです。これまで、この11月の月間にこんな大きな予算はついていなかったというふうに思っています。初めての357万円という予算ですが、啓発事業というのは本当に大事やと思うんですけれども、難しいと思います。効果が見えにくいので、長い間粘り強くというところが本当に大事な事業なんですけれども、私は毎年この月間のときに、ストップ子ども虐待というのがティッシュとかいろんなところに書かれて啓発をさせていただいているんですけれども、私は、どんな言葉を、どんなメッセージを送ったら本当に虐待防止につながる啓発になるのかなというのをずっと考えてきました。児童虐待はあかんで、ストップやでと、ストップやあかんでとPRするだけでいいのかな、もっと虐待防止につながるメッセージはないかなと思っています。例えば、1人で子育てに悩んでいる親とか、孤立化した中で子育てしている親が何かあったらここへSOSしてね、電話をしてねとか、一緒に子育てしませんかとか、子育て広場の紹介とか、そんなメッセージとか。あっ、もう時間が来ました。済みません。いろんな地域の皆さんが温かいまなざしでそういった方に声をかけられるような、そんな啓発の方法はないのかなというふうにいる考えでまいりました。

それで、357万円という初めての啓発の大きな予算を上げていただきましたので、ぜひ効果的な啓発活動をしていただきますようお願いをして終わらせていただきます。（拍手）

副議長（森本繁史） 以上で議案第1号から議案第11号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

副議長（森本繁史） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### 議 案 付 託 表

#### 生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件 名
7	三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案

#### 県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
8	三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案
9	工事請負契約の変更について（一般国道167号第二伊勢道路（4号トンネル（仮称））国補道路改良工事）
10	県道の路線認定及び廃止について
11	損害賠償の額の決定及び和解について

## 教育警察常任委員会

議案番号	件名
5	三重県暴力団排除条例案

## 予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成22年度三重県一般会計補正予算(第4号)
2	平成22年度三重県一般会計補正予算(第5号)
3	三重県臨床研修医研修資金返還免除に関する条例案
4	三重県専門研修医研修資金返還免除に関する条例案

認定番号	件名
1	平成21年度三重県水道事業決算
2	平成21年度三重県工業用水道事業決算
3	平成21年度三重県電気事業決算
4	平成21年度三重県病院事業決算

### 先議議案の審査期限

副議長(森本繁史) この際、お諮りいたします。議案第1号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、9月24日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長(森本繁史) 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

## 議 員 派 遣 の 件

副議長（森本繁史） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認めます。よって、本件は、お手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに決定いたしました。

### 議 員 派 遣 一 覧 表

#### 1 第10回都道府県議会議員研究交流大会

##### (1) 派遣目的

都道府県議会議員が一堂に会し、共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議会間の一層の連携を深め、今後の議員活動に資する。

(2) 派遣場所	東京都	
(3) 派遣期間	平成22年11月16日	1日間
(4) 派遣議員	今井 智広 議員	笹井 健司 議員
	服部 富男 議員	中森 博文 議員
	真弓 俊郎 議員	藤田 泰樹 議員
	大野 秀郎 議員	野田勇喜雄 議員
	吉川 実 議員	西塚 宗郎 議員

副議長（森本繁史） これをもって本日の日程は終了いたします。

## 休 会

副議長（森本繁史） お諮りいたします。明23日から26日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認め、明23日から26日は休会とすること

に決定いたしました。

9月27日は、定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

副議長（森本繁史） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時45分散会